

会報

第 127 号

◇エッセイ

反人間性 (sneipas) 考 粟屋和彦山口大学長

■諸会議議事要録

理事会

第85回総会

第52回事務連絡会議

第2常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

医学教育に関する特別委員会

大学院問題特別委員会

入試改善特別委員会

学術情報特別委員会

教養課程に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

■要望書

国立大学の学生納付金の改定について (要望)

国立大学協会

平成2年2月

会報

平成2年2月 第127号

第40卷第1号通巻第127号

平成2年2月号

国立大学協会

●エッセイ

反人間性 (sneipas) 考 山口大学長 粟屋 和彦5

■諸 会 合（平成元年10月～12月末までの開催会議）10

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成元年10月～12月）

理 事 会（10.30）11

会務報告

協 議

副会長の選出について

特別委員会委員の交代について

常置委員会委員（教員）の選任について

第85回総会の日程について

第86回総会の日時・場所について

各委員会委員長報告と協議

入試について

大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への国大協としての対応について

理 事 会（11.15）23

「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた
場合の対応について

平成3年度各国立大学の第2次試験実施方式・日程について

第85回総会〔第1日〕（11.15）24

会務報告

協議事項

常置委員会委員（教員）の選任について

各委員会委員長の報告と協議

各地区学長会議の状況報告

入試について

第85回総会〔第2日〕（11.16）37

第86回総会の日時・場所について

大学審議会への対応について

大学財政問題について

第52回事務連絡会議（11.17）41

総会状況報告

大学入試センター連絡事項

文部省連絡事項

第2常置委員会（10.23）47

報告事項（帰国子女の推薦入学者選抜について／中国引揚者等子女に対する
大学入学資格の付与について）

私費外国人留学生の入学者選抜について

| | | |
|--------------------------|---|----|
| | 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について | |
| 第2 常置委員会 (12.11) | 報告事項(「大学審議会大学入試に関する専門委員会」について/国公立大学入試問題連絡協議委員会/「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について/私費外国人留学生の入学者選抜についての調査について/大学入試センターからの報告) 平成3年度第2次試験実施に係る協議事項について 委員長の交代について | 50 |
| 第4 常置委員会 (10.17) | 要望書の提出について(「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」/「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」) 教室系技術職員に関するアンケート結果の取り扱いについて 次期教員委員の候補について | 53 |
| 第5 常置委員会 (10.9) | 専門委員の委嘱について 平成元年度外国大学長招致について 留学生問題に関するアンケート結果について | 54 |
| 医学教育に関する特別委員会 (10.16) | 報告事項(「医科大学(医学部)学生定員の削減措置について」/平成2年度医学教育関係の概算要求/「大学病院のあり方(中間報告)」(大学病院問題懇談会)/「大学審議会大学教育部会及び大学院部会における審議の概要について(部会から総会への報告)」/臨床研修懇談会中間報告(日本医師会)) 卒後臨床研修のカリキュラムに関する中間報告案について 委員の補充について | 57 |
| 大学院問題特別委員会 (10.18) | 今後の検討課題について 委員の補充について | 60 |
| 教養課程に関する特別委員会 (10.20) | 「教養課程の改革」に対する意見について 今後の検討課題について 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」について | 62 |
| (第71回) 入試改善特別委員会 (10.24) | 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について | 64 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 学術情報特別委員会（11.14） | 66 |
| 複写権問題について | |
| 教員養成制度特別委員会（10.19） | 68 |
| アンケート調査結果の中間報告について | |
| 教員養成制度特別委員会（11.7） | 70 |
| 「大学における教員養成に関するアンケート」第1次報告案について | |
| 教員養成制度特別委員会（12.19） | 72 |
| 課程認定等に関する諸問題について | |
| ■第85回総会国立大学協会事業報告 | 74 |
| 諸会合 | |
| 要望書その他の諸活動 | |
| 要望書の受理 | |
| 刊行物 | |
| 【要 望 書】 | |
| 国立大学の学生納付金の改定について（要望） | 78 |
| 【そ の 他】 | |
| 学長等の異動 | 79 |

反人間性 (Sneipas) 考

山口大学長 粟屋 和彦

Essay

私は最近、「反人間性」(sneipas)という語に心をひかれている。この語は T. Akademeia 氏によれば、ギリシャの哲学者ソクラトテレスの造り出した語であるという。しかし、この哲学者の存在は史実としてあまり確かではないようで、幻の人というべきかもしれない。ソクラトテレスの偉いところは、単なる哲学者というだけでなく、2300年後の未来を予見する能力を備えていたことである。この人は人間の知的能力が2300年先には、今日の核兵器や原子力発電の技術を生み出すことを予言している。そして、それに伴う事故も当然予想され、もし大事に至れば人類は存亡の危機に立つであろうと言っている。それはあたかも、さきの大戦における広島と長崎の惨状を見抜き、近年のチェルノブイリ原発事故の惨事もあり得ることを示唆しているかの如くである。さらにその言葉の中に、こういったことが続発すれば、地球は緑が消えて枯渇し、人類はその環境に対応するため、その肉体的構造も思考形式も変えなければ生存し続けることができなくなるのではないか、という意味のことまで含まれている。そして、それを防ぐ唯一の方法はその時代（つまり今20世紀）の人類が、人類の脳のみが具備している反省意識を活用して、科学技術の進歩がもたらす行き過ぎを是正することだ、と言っている。そして、この反省意識の存在こそが、人間が人間である所以——つまり

人間性の存在を示すものであると言ひ、この反省意識の欠如した状態を「反人間性」(sneipas)と定義している。

ソクラトテレスは、また、2000年を越えた後の医療の進歩にも言及し、人の人工受精や体外受精の可能性についてもふれている。そして、このような技術が可能になることは、進歩した人類が魚類や両棲類の段階にまで逆もどり(逆分化)することであると言っている。そして、面白いことには、上半身が人で下半身が魚のような人魚が2000幾百年後には生れてくるかも知れないと言ひ、また、それだけでなく、上半身が魚、下半身が人体という奇怪な魚人の出現についても警告している。人魚は単なる神話や伝説の世界の話ではなく、魚人は単なる画家の想像ではないという訳である。

こういったことは現代の生物学の知識からはあり得ないことだが、科学の未発達な時代の話としては止むを得ないであろう。むしろ、その警告をこそ大切にすべきである。そして、ソクラトテレスはこのようなことが起こり得るのもまた、人間が「反人間性」(sneipas)への反省を忘れることから起こることを強調している。

ソクラトテレスはこのほか人工衛星の打上げのようなことを想定したり、不老長寿のことや臓器移植の問題にもふれて、そこでも反人間性(sneipas)の増長する可能性を指摘している。さらに娯楽や休養のための自然の開発(たとえば、今でいえばゴルフ場やホテルの建設)はやがて自然の荒廃を招きかねないことにもちゃんと言及しているから、その炯眼には驚くべきものがある。

興味が深いのは、ソクラトテレスがこのような「反人間性」(sneipas)に関連して、ヒトの学名に言及していることである。氏はこのような「反

人間性」について思考することを「スネイパス オモー」(sneipas omoh)と名づけたが、人間はこのように反人間性について反省する能力があるのだから、この語を逆に綴って、ヒトの学名を「ホモ サピエンス」(homo sapiens)と命名したらよかろうと考えた。しかし、ソクラトテレスのこの考えは約2000年後にリンネ (1717—1783) がヒトの学名として homo sapiens を提唱するまで、世に埋れたままであった。

はじめに記したように、ソクラトテレスは約2300年前の幻の人であるから、この学名の起源に関する学説もまた幻めいたところがあって面白い。しかし、ここではその真偽については深く問わないことにしたい(これについては、山口大学学報第418号参照)。ただ、人類の「反人間性」(sneipas) に関する論説にはさすがに傾聴に値するものがあると思う。

実際、人類がそれを取り巻く自然の環境を一変してしまうようなとても力をもつようになったのは、今世紀に入ってからである。それもせいぜいここ50年余りのことである。そのような科学技術の進歩は地球を砂漠に変えたり、人類を一挙に衰退の方向に導く危険性をはらんでいることを忘れてはならない。それだからこそ反人間性 (sneipas) への絶えざる反省が必要である。

とはいえ、私は科学を愛し、技術の進歩を讃美する。これは科学者として当然のことである。真理への飽くなき追求心は人類の業ともいうべきものであろう。それだけに、その成果が科学技術の進歩につながったとしても、それを誤用したり、悪用することは断じて避けなければならないのである。この意味で、ここ1年ばかりの間に急速に進展しつつある米ソ両国の核兵器削減を含めた大巾な軍縮への努力は人類の反人間性への反省の声を反映したのものとして高く評価される。

最後に、私は反人間性 (sneipas) について神経系と人間という面から少し敷衍して述べてみたい。

ヒトの知的活動は主に大脳で行われる。個人の思考や情緒は他人の動作、情緒、思考によって影響され、また影響を与えるので、人の知的活動は社会的であり、社会のなかで成立する。一方、人間の大脳皮質は神経系自体に対する一種特有の知覚をもっていて、脊髄、脳幹、自律神経系、小脳などの活動状況を知覚することができる。これが、普通にいわれる最も常識的な「意識」の定義であろう。さらに、ヒトの大脳皮質はそれ自身の活動状態さえも知覚し、認識することができる。もう少し具体的に言えば、「自分が何を考え、何をしようとしているか」ということを知ることができる。これが反省意識である。精神はヒトの意識の最高段階であるが、その最高意識の中核をなすのが反省意識である。

この反省意識は人間の知的活動（思考活動、情緒活動）に欠くことのできない要素である。人間の知的営みはこの反省意識、思考、情緒の三つが健全に連動するのでなければ、完全に行われ得ないであろう。そして、それは社会生活のなかで行われる。換言すれば、神経系全体が健全でなければ、人間は完全な知的営みはできないのである。

この反省意識を欠き、社会性を欠如した知的営みをソクラトテレスは反人間性 (sneipas) と呼んだのである、とDr. Akademeia氏は述べている。私自身もスネイパイの語を身近な語として常用し、個人としても人間性を大切にすることを心掛けている。

事実、私たちは地球という遊星の上を通過して、無限の空間と永遠の時間のなかに、私たちの歴史を刻みこみ、窮極的には宇宙自然の無限の流れのなかに帰して行くのである。そして、この歴史の発展を自覚し、

それに寄与できるのは人間だけである。このように考えると、私たちの人生はたとえ短くとも、実に重く、またすばらしいと言える。改めてスネイパスの語の重味が痛感される。

追記

昨年11月末、事務局の片山次長から原稿の依頼を受けました。締切は1月末とのことでしたので、何とかなるだろうとお引き受けしたのですが、年末、年始は何かと多忙であったし、1月下旬から2月の始めにかけて英・米両国の訪問という仕事が重なってしまいました。窮余の一策として、昨年3月の卒業式と4月の入学式の告辞を抄出・再構成し、補筆したものを投稿することにしました。これがその拙稿です。

学長就任以来の毎年の告辞も4、5回と重なると、執筆はかなり重荷となってきます。今年もあと1か月余りで、6回目のそれを書かねばなりません。今から心の準備をしているところです。今年の5月、任期満了で退官する私にとってはこれが最後の告辞ですので、卒業生と新入生の心に訴えるものにしたいと念願しています。それは同時に6年間お世話になった国大協ともお別れということになります。国大協に対して、感想や注文がないわけではありませんが、今は静かにfade awayしようと思います。ただ、国大協総会や文部省幹部も出席された学長会議の席上で、「地方大学という言葉は使わないでほしい。大学の本質に中央も地方もないと思うからです。大学の序列等に関係なく、実力充分と思われる大学には大学院研究科（博士課程）を設置していただきたい。」ということをくり返し提議したということだけは記しておきたいと思います。国大協の関係各位の御健祥と国大協の健全な発展を心からお祈りいたします。（平成2年2月9日）

／ 諸 会 合 ／

平成元年10月～12月

| | | |
|----------|-------|--------------------|
| 10月2日(月) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 9日(月) | 10:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会 |
| 16日(月) | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会 |
| 17日(火) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 18日(水) | 13:30 | 大学院問題特別委員会 |
| 19日(木) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 20日(金) | 10:30 | 教養課程に関する特別委員会専門委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 23日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 24日(火) | 13:30 | 入試改善特別委員会 |
| 30日(月) | 13:30 | 理事会 |
| 11月1日(水) | 10:30 | 第4常置委員会小委員会 |
| 4日(土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 7日(火) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会 |
| 14日(火) | 14:00 | 学術情報特別委員会 |
| 15日(水) | 10:00 | 第85回総会〔第1日目〕 |
| | 12:00 | 理事会 |
| 16日(木) | 10:00 | 第85回総会〔第2日目〕 |
| 17日(金) | 10:00 | 第52回事務連絡会議 |
| 12月4日(月) | 13:30 | 第4常置委員会専門委員会 |
| 11日(月) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 同 | 第4常置委員会小委員会 |
| 13日(水) | 10:00 | 文部省幹部との懇談会 |
| 19日(火) | 10:30 | 教員養成制度特別委員会 |

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成元年10月30日(月) 13:30~17:25
場所 東京ガーデンパレス羽衣の間
出席者 有馬会長
熊谷副会長
東野、大谷、阿南、前川、末松、川井、北條、青野、早川、太田、西島、
新野、金築、高橋(克)、浅田、高橋(良)、楠田、井形各理事
松角(第3)、野村(第4)各常置委員会委員長
加納、阪上各監事
関(教員養成)、小林(学術情報)、久佐(教養課程)各特別委員会委員長
(大学入試センター)田保橋副所長

有馬会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。本理事会は来る11月15、16の両日開催される総会前の恒例の理事会であり、各委員会からのご報告と協議をお願いするが、副会長であった田中東京工業大学長が去る10月23日にご退任されたため、この際、後任の副会長を選出していただくことをお諮りしたい。また、6月の理事会で懸案となった常置委員会の教員委員の選任についても本日お決めいただくことになるが、これらの人事案件のほか、入試について、平成3年度の実施要領案等の審議・及び大学入試センター試験の得点調整の問題等々についてご協議をお願いする。

なお、委員会報告のため各特別委員会の委員長にご出席いただき、また、大学入試センター試験についてご説明いただくため、後刻、大学入試センターの田保橋副所長にもご出席願うので、ご了承いただきたい。

まず、学長交代により初めてご出席の理事の方々をご紹介します。

(前任) (後任)

理事 東京工大 田中 郁三 末松 安晴

〃 金沢大 本陣 良平 青野 茂行

なお、ご欠席の連絡があったのは伴理事(北海道大学長)である。

ついで、事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、これについては「資料4」にその概要が記されているので、ここではその要点をご報告することとしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 要望書の提出について

(1) 去る6月の第84回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、6月29日、田中副会長、野村第4常置委員会委員長、阪上同委員会委員及び平間事務

局長が人事院、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その実現方を要望した。

(2) 学生に対する国民年金の適用に関しては、9月8日開催の第3常置委員会に協議をお願いした結果、要望書の提出が必要であるとの結論になり、それも、臨時国会での審議を控え、緊急に実行に移すことが肝要と判断されたので、書面をもって理事会に諮り、そのご了承を得て、去る10月2日、松角第3常置委員会委員長、加納同委員会委員及び平間事務局長が厚生省、文部省を訪問し、その趣旨を説明し要望した。総会には事後承認をお願いする。

(3) 去る6月の第84回総会においてその取扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月5日、野村第4常置委員会委員長、阪上同委員会委員及び平間事務局長が大蔵省、総務庁、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その趣旨を説明し要望した。

2. 「高等教育フォーラム」の後援について

高等教育フォーラム日本委員会の天城勲委員長から本協会に対し、同フォーラム開催に際し後援の依頼があったが、その企画も充実しており、世界各国の高等教育学者を招き討議を行うことは有意義と考えたので、その後援について書面で理事会に諮り、ご了承願った。

3. 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会から本協会に対し、同部会の報告「審議の概要」についてヒアリングによる意見を求められたので、関係者とも協議し、去る10月16日、西島京都大学長、関東京学芸大学長及び久佐山形大学長の3学長に同部会へご出席をお願いし、ご意見を述べていた

いた。

4. 日教組大学部との会談について

(1) 日教組大学部からの申入れにより、去る6月28日、平間事務局長が大学部の榎本執行委員ほか数名と教務職員問題について懇談した。

(2) 同じく日教組大学部からの申入れにより、去る10月17日、第4常置委員会の野村委員長及び小出、阪上両委員が大学部の小山書記長ほか数名と会見し、技術職員問題について懇談した。

5. 国大協宛要望書について

前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 副会長の選出について

去る10月23日付をもって退任された田中副会長の後任の選出について、会長から次のように諮られた。

副会長の選出については、従来からの慣例は、2名のうち1名はいわゆる旧7帝大から、他の1名はそれ以外の大学から選出している。それによれば、今回の補充は旧7帝大以外から選出することになるが、この慣例によるかどうかお諮りする。また、選出の方法は、会則によると理事の互選によることになっている。前例は無記名投票による選挙を行っているが、それではよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、従来からの慣例に倣うこととし、無記名投票により互選が行われた。その結果、前川理事（群馬大学長）が得票多数をもって副会長に選任された。

なお、副会長は常置委員会委員にはならない

申し合わせになっているため、新副会長の現在属している第2常置委員会には前副会長の大学(東京工業大学)の末松学長が代って委員に加わることが了承された。

ついで、関連して会長から、大学入試センター試験協議会構成員の推薦について、次のように提案があり、異議なく了承された。

国大協推薦による大学入試センター試験協議会構成員であった田中前副会長及び近く学長退任に伴い同協議会を辞められる川井一橋大学長の後任の推薦についてお話ししたいが、できればこの人選についてご一任いただきたい。

2. 特別委員会委員の交代について

会長から、特別委員会委員の交代について「資料6」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

なお、医学教育に関する特別委員会委員長が前川群馬大学長から井形鹿児島大学長に、また、大学院問題特別委員会委員長が本陣金沢大学長から高橋岡山大学長にそれぞれ交代があった旨紹介があった。

3. 常置委員会委員(教員)の選任について

会長から次のように述べられた。

常置委員会の教員委員(各委員会に3名ずつ)の選任は、去る6月7日開催の理事会において、10月に開催される理事会で行うことが決定されたので、その後、各常置委員会委員長に候補者をご推薦願った結果、「資料7」のと通りの候補者名簿が作成された。このとおり選任してよろしいか、お諮りする。

これについて異議なく承認され、直ちに委嘱の手続きをとることとした。

4. 第85回総会の日程について

会長から、来る11月15、16日両日開催の第85回総会の日程を「資料8」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、原案どおり承認された。

引続き会長から、なお、日程には記載していないが、第2日の11月16日午前の総会終了後15分間ほど、国連大学のエイトール・グルグリーン・デソウザ学長が各国立大学長にご挨拶をかねて国連大学を紹介したいというお話があり、お受けしたので、ご了承いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

5. 第86回総会の日時・場所について

会長から、次回の来年春の総会の日時・場所を「資料9」のとおり予定してよろしいかと諮られ、原案どおり下記により開催することが了承された。

日 時 平成2年6月12日(火)・13日(水)

(事務連絡会議は15日(金))

場 所 学士会館(神田)

6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより、各委員会委員長報告と協議をお願いするが、入試関係については、別議題としてるので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回させていただきたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会(新野委員長)

本委員会では、昨年6月、石田委員長の提案に基づいて、「学術的価値の高い研究でありながら、いわば“陽の当たらない”研究分野について調査し、大学における基礎的研究の重要性を指摘するとともに、時代の要請や社会の進展を見極め、大学が大学らしい発展を遂げるための資料となり、国立大学の活性化に役立つ内容の報告をとりまとめる」こととし、その後、3班構成で検討をすすめてきた。

この間委員長が交代し、去る7月5日に本問題の今後の検討のすすめ方について西島第1班班長、新野第2班班長及び北條第3班班長が寄りあって協議した。その結果、本委員会の検討課題として、“陽の当たらない研究分野”にかぎらず、より広い視野から捉え直して国立大学における基礎的研究の重要性を指摘するとともに、国立学校特別会計のあり方との関連をも踏まえて研究費の飛躍的増額等、大学の研究条件の抜本的改善について説得性のある提案を準備することにしてはどうかということになった。近く、本委員会を開催し、この問題の今後の詰め方について協議することにしたと考えている。

(2) 第3常置委員会(松角委員長)

去る9月8日に本委員会を開催し、次の3つの事項について審議した。

1) 就職問題について

本年度の就職協定については、新聞報道等によってすでにご承知のように、企業側に多数のいわゆるフライングが認められ、著しい混乱を招いた。本年度の状況を踏まえて、来年度の就職協定の取扱いについて協議した結果、大学側としては、本年度の協定遵守状況には問題はあ

ったものの、平成2年度も引続き就職協定を存続させこれを遵守していく方針とすることが了承された。なお、来る11月8日に大学及び高等専門学校関係9団体で構成する就職問題懇談会が開催され、平成2年度における就職協定のあり方について協議することになっている。

2) 国立大学保健管理センターの問題について

国立大学保健管理センターの問題について、先に実施したアンケート調査の結果を踏まえて協議した結果、センターが抱える問題は多面的かつ個別的であり、単なるセンターの充実・改組に留まらない各大学の実情に沿った対策が望まれ、近く開催が予定されるセンター所長会議の討議結果などをも踏まえて、引続き検討することとした。

3) 学生の国民年金加入問題について

先の国会に国民年金法等の一部を改正する法律案が提出された。これには、国民年金が従来20歳以上の学生について任意適用されていたのを強制適用する案が含まれていた。そこで、学生本人及び扶養者の保険料負担が過大とならないよう配慮してほしい旨要望書案を取りまとめ、これを書面をもって理事会に諮ったうえ、去る10月2日、厚生省及び文部省へ赴き、要望した。なお、その際、厚生省審議官から、年金の社会的相互扶助の趣旨について理解を求められた。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

1) 要望書の提出について

「国立大学の教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」の二つの要望書の提出については、会長からの会務報告にあったとおりである。

なお、両要望書とも内容は従来と殆ど変わっていないが、ただ、「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、調整手当の指定地域が見直されていることに関し、関係大学からの要望を踏まえて、人材確保の観点から指定解除には慎重を期されたい旨の文言を付け加えた。

2) 技術職員問題について

先般、「教室系技術職員の組織化と研修の現況についてのアンケート調査」を実施したところ、国立大学からご回答を頂戴した。その後、9月12日及び10月9日に小委員会を、10月17日に本委員会を開催し、回答を取りまとめたうえ全大学にフィードバックすべく作業をすすめている。

(4) 第5常置委員会（太田委員長）

去る10月9日に本委員会を開催し、外国人留学生問題及び平成元年度外国大学長招致について審議した。

1) 外国人留学生問題について

外国人留学生問題の検討に資するため、本委員会所属委員の大学を対象に留学生問題に関しアンケート調査を行い、その集計結果をもとに留学生受入れに伴う諸問題について討議した。

その討議内容の要点は、①日本語教育については、海外における日本語教育の強化と教員養成の拡充、②受入れ体制については、留学生担当教官のキャリアパターン、事務系職員の増強、③宿舎については、日本人学生との混住の推進、④奨学金については、枠の拡大、等であり、今後、引続いてこの問題の検討を行っていくことにしている。

2) 平成元年度外国大学長招致について

本年度はポーランド国の大学長を招致することとし、文部省教育文化交流室を通じて先方と

人選や来日の日程等について折衝を重ねた結果、3名の学長が来る11月28日から12月7日までの10日間来日されることになった。そこで、本委員会として、滞在中の具体的な日程等について検討し、「資料11」とおりその案をまとめた。

なお、このほか、(財)日本国際教育協会から、同協会の事業の一環として、来年1月、マレーシア、インドネシア、タイの3カ国で「日本留学フェア」を開催するにあたって、これに参加を希望する国立4大学を推薦してほしい旨依頼があったので、同協会の経費負担で参加できる条件（留学生を200人以上受け入れていること）に該当する大学に照会し、参加の希望のあった7大学を先方に推薦したことをご報告する。

(5) 第6常置委員会（高橋委員長）

去る9月26日開催の本委員会において、近年国立大学全体の財政が伸び悩むに伴って各大学の研究教育環境が漸次厳しくなっている状況を打開するため、新たに特別にプロジェクト・チームを編成して専門的に調査研究を行うことが了承された。取り敢えず、このプロジェクトについて、「国立大学の財政基盤に関する基礎的研究」(案)と題し、国立大学の教官及び学長14名で(予定)で構成する研究会を発足させることにした。来る12月4日にその初会合をもち、調査研究のテーマの分担等について協議する予定である。

(6) 学術情報特別委員会（小林委員長）

著作権の集中的処理業務を行う機関として設立準備をすすめている「日本複写権センター」設立発起人会から本委員会に対し、同センターの事業について説明があった。

その説明の要点は次のようである。

- ① 増大する複写利用の状況と、出版物の購買力の減退に対する保障を要請する。
- ② 「日本複写権センター」設立時点で、複写利用に伴う著作権使用料について各大学と個別に包括的な契約を結ぶ折衝を行う。

以上、複写権に関して提起された問題についての対応について、去る9月1日に本委員会を開催し、協議した。

当日は、複写権問題について、国立大学図書館協議会の立場で同センターと接触してきた黒田委員（東京大学附属図書館長）からその検討状況を伺ったうえ、意見交換を行った結果、出版物の購買力の減退には配慮しなければならないが、学術情報の流通が阻害されないよう、諸外国の実績を参考に慎重に検討するとともに、各大学に複写権に関する状況を認識して貰うこととした。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

前回の総会以降、本委員会（10月20日）及び専門委員会（9月19日、10月20日）を開催し、主として次の事項について審議した。

1) 専門委員の委嘱について

今春退任された3名の専門委員の補充を決定した。

2) 『教養課程の改革』に対する意見への対応について

昨年秋に公表した『教養課程の改革』に対し、これまで直接あるいは間接にご意見を頂戴した。この報告書を公表した趣旨は、各大学でこれを参考に一般教育に関する論議が活発に展開されることを期待したこととあり、その意味では、当初の目的はある程度果たせたものと受け

止めている。なお、体育関係者から寄せられた「健康科学」についての意見に対しては、機会をみて関係者に真意を説明し理解を求めることとしたい。

3) 一般教育の改善に関する実情調査について

『教育課程の改革』の中で、現行設置基準のもとで一般教育の改善の試みとして、東北大学及び名古屋大学の2大学の事例をご紹介したが、これ以外の大学でもさまざまな改善が検討されていることと思われるので、各大学における一般教育の改善に関する実情を調査し、公表された文書、もしくは許される範囲内で提供していただける資料をできるかぎり集め、それを「資料集」の形で整理のうえ各大学の参考に供することにしたいと考える。ついては、この実情調査の実施をお認めいただきたい。

4) 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」について

先に大学審議会大学教育部会が公表した「審議の概要」には、特に一般教育に関し重要な問題点を有することに鑑み、本委員会としてこれに対する意見を取りまとめて審議会に提出したいとも考えたが、「審議の概要」に示された内容は、一般教育の問題だけに留まらず大学教育全般に関わりがあるので、国大協全体として対応を検討していただくのが適当とも思われる。この取扱いについてお語りしたい。

ついで会長から、各大学宛に「一般教育に関する実情調査」の実施について諮られ、異議なく了承された。

なお、会長から、久佐委員長からご提案いただいた「審議の概要」への対応方については、後刻ご協議していただくことにいたしたい旨が述べられた。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

前総会以降、7月10日及び10月16日に本委員会を開催し、引続き国立大学医学部附属病院における卒後臨床研修の問題を中心に検討をすすめており、これについて「中間報告」をとりまとめることとしている。

なお、今後は薬学部、歯学部及びコ・メディカルの分野の問題についても取り上げていきたい。

(9) 教員養成制度特別委員会 (関委員長)

教員養成をめぐる諸情勢の変化に対応して、大学における教員養成がどうあるべきかについて総合的に検討することとし、そのための資料を得るため、先般各大学宛に「大学における教員養成に関する調査」を実施するとともに、全国都道府県及び政令指定都市教育委員会宛に「教員の資質向上施策に関する調査」を実施した。その結果、全大学から回答を頂戴し、また、各教育委員会からも多数(回収率82%)のご協力が得られた。目下、調査結果の取りまとめをすすめているところであり、来る総会には「第一次報告」として提出する予定であるが、本日は取り敢えず、その概要(資料12)をご報告申し上げます。

(10) 大学院問題特別委員会 (高橋委員長)

前回総会以降、8月1日及び10月18日に本委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 委員長の交代について

本陣委員長の学長退任に伴う委員長の選出を行い、高橋委員(岡山大学長)に委員長を交代した。

2) 今後の検討課題について

本委員会として今後検討すべき課題について協議した結果、大学院設置基準の改正に伴う問題点、大学審議会大学院部会の「審議の概要」の問題点、さらに、既設博士課程の充実問題及び留学生増に伴う問題等大学院全体に共通する問題について検討することとし、当面、「審議の概要」について各委員が意見を持ち寄って検討することとしている。なお、医学系大学院及び教員養成系大学院については、それぞれ独自の事情をもっていることでもあるので、関係の委員会等に検討を委ねることとし、今後必要があれば本委員会で取り上げて検討することにした。

7. 入試について

初めに会長から、「大学入試センター試験」の得点調整の問題については、入試改善特別委員会と第2常置委員会の両委員会に検討をご依頼してあるが、便宜上、この件はあと一括取り扱うこととしたいので、それ以外の事項について、先ずご報告と協議をお願いしたい旨述べられた。

ついで第2常置委員会、入試改善特別委員会の委員長報告が行われ、また、大学入試センターから大学入試センター試験に関する事項の説明があった。

(1) 第2常置委員会 (前川委員長)

1) 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

身体に障害を有する入学志願者に対する各大学の事前協議の扱いについて、高等学校関係者からの要望を踏まえて、特に協議の期日について「前年12月15日以降」としてほしいこと、また、この協議の時期、方法等について各大学の

募集要項等に明記してほしい旨去る5月26日付委員長名をもって各大学長宛にご連絡したが、その後、丁寧な協議を行うには相当の期間を要するとのご意見もいただいたので、先の連絡文中の協議の期日に関する部分を「原則として平成元年12月15日以降を締切り期限」と修正し、去る7月6日付文書をもって各大学長宛ご連絡した。

2) 平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項について

従前に倣って、平成2年度の入試業務上の留意事項について、平成元年8月24日付文書をもって各大学長宛連絡した。昨年度との主な変更点は、①共通第1次学力試験が大学入試センター試験に代ったこと、②身体に障害を有する入学志願者との事前協議の扱い、③帰国子女特別選抜の扱い、等である。

3) 平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

各大学における追加合格者の円滑化を図って例年作成している「追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」の平成2年度版を作成し、10月2日をもって各大学長宛送付した。前年度との主な変更点は、情報交換開始を1時間繰り下げて午前8時としたこと、などである。

4) 中国引揚者等子女に対する大学入学資格の付与について

中国引揚者等子女の中には、一時期の学制の違いからわが国の高等学校に相当する課程を11年間で修了している場合があるが、外国で教育を受けた者に対するわが国の大学入学資格は「外国の学校教育で12年の課程を修了」することを原則としているので、このままでは大学入学

資格に欠けることになる。そこで、これらの者にわが国の大学入学の途を開くため、厚生省が設置した中国帰国孤児定着センター及び中国帰国者自立研修センターにおける大学進学準備課程を文部大臣が指定し、これを修了した者に大学入学資格が認められることとなった。

5) 平成2年度第2次試験実施に係る協議事項について

① A日程の二つの大学から、試験場の関係でそれぞれ一部の学部の平成2年度第2次試験開始日を1日繰り下げて2月26日とすることを認めてほしい旨申出があり、いずれも他大学に影響を及ぼすおそれもないので、申出を了承する旨両大学に回答した。

② 北海道教育大学から、北海道内の教員養成の見地から、道内に5分校を有している同大学の平成2年度の第2次試験について、前年度同様、同一日程内(学内)併願を特例として認めてほしい旨申出があり、従前どおりこれを了承した。

6) 私費外国人留学生に対する入学者選抜等に関する実状調査について

先の総会の折の要望を踏まえて、私費外国人留学生の入学者選抜の問題を取り上げて検討することとした。そこで、取り敢えず、各大学における私費外国人留学生の入学者選抜の実施状況について、入学後の状況も含めてアンケート調査を行うこととし、資料10の「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」(案)を作成した。このアンケート調査の実施について総会に諮ることのご了承を得たい。

これについて会長から諮られた結果、若干の修正要望があり、それを考慮することとした上で了承された。

(2) 大学入試センター

田保橋大学入試センター副所長から次の事項について説明があった。

1) 平成2年度大学入試センター試験の出願状況について

平成元年10月30日正午現在の平成2年度大学入試センター試験出願状況をご報告申し上げます。

出願総数は、430,502人で、これは昨年よりも3万人強ふえている。なお、ここ数年漸減傾向にあった現役出願率が昨年度に比べて0.7%上昇し、15%となった。今回の出願者数の増に伴って、試験場について地区によっては追加設営をお願いせざるを得ないものと思われる。このように現役の出願が増加した原因としては、①高等学校卒業見込者が前年度比約6万5千人ふえていること、②大学入試センター試験の参加が国・公立大学に加え私立大学にまで拡大されたこと、③試験教科目数の減少等各大学の試験の多様化がすすんだこと、等が考えられる。

2) 平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

平成元年8月11日付で文部省から、平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施について定めた「大学入試センター試験実施大綱」が通知された。「同実施大綱」が平成2年度と相違する点は、①試験実施期日が平成3年1月12日(土)、13日(日)と1日ずつ繰り上がったこと、②「国語」の試験について、特定分野のみの利用を認めることとしたこと、である。この「実施大綱」に基づいて、大学入試センターでは、「平成3年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等」を定めたが、この中で、「国語」の特定分野の範囲を、「近代

以降の文章、古典(古文、漢文)」とする旨明記した。

(3) 入試改善特別委員会(熊谷委員長)

1) 国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領案等について

この件については、前回総会で了承された「平成3年度入学者選抜は平成2年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」で実施する。」という基本方針を承けて、「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領・細目・申し合わせ事項」の原案を作成した。それとともにこの原案を7月31日付で各大学長宛に送付し、ご意見等があれば9月16日までに回報されたい旨依頼した。その結果、若干ご意見、ご要望が寄せられたので、それらを参考に原案に一部修正を加えて最終案を作成のうえ9月29日付で再度各大学長宛に送付した。それが「資料13」であり、これをご審議いただいたうえ来る総会に提案いたしたい。内容的には、平成2年度と実質的な変更はないが、解釈上に誤解を招かないよう記述内容の整理と文言の統一を図った。その改めた箇所は別添資料のとおりである。

以上の説明ののち、会長から、本案の総会提出について諮られ、異議なくこれが了承された。

(4) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについて会長から次のように述べられた。

このほど、有江大学入試センター所長から、「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について国大協としての意見が求められた。そこで、

入試改善特別委員会及び第2常置委員会にこの検討をご依頼するとともに、各大学長にもご意見を伺った。後刻、両委員会からはその検討結果についてご報告いただくことにするが、まず、大学入試センターから、この問題の経緯並びに大学入試センター内における検討状況について説明を伺うことにしたい。

ついで、大学入試センターの田保橋副所長から、平成元年度共通第1次学力試験において、理科の各科目間の平均点に著しい得点差が生じたため、止むを得ない緊急避難的措置として、「物理」及び「生物」について得点調整を実施したこと。今後同様の事態を生じることのないよう試験問題の作成段階から万全の努力を払うが、平成2年度から実施される大学入試センター試験において、万一同様の事態が生じた場合の対応を検討しておく必要があること。このため、センター内で、得点調整に関する問題点の整理や、仮に得点調整を行うこととした場合の具体的、技術的な事項について検討を重ねた旨説明があり、さらに、配付資料をもとに、大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての基本的考え方、仮に得点調整を実施することとし、これを大学入試センターが行うこととした場合の手續、調整方式等関係団体に対し意見を求めた事項について詳細に説明があったほか、今後の検討の取りすめ方について説明があった。

次に、前川第2常置委員会委員長から、第2常置委員会の検討結果について次のように説明があった。

去る10月23日開催の本委員会において、会長から依頼のあった「大学入試センター試験」の得点調整問題への対応について協議した結果、

この件については、本委員会として特に意見を一つに取りまとめることはしないで、各委員から出された諸意見を並列的な形で会長へ報告することとした。それらの意見は配付資料に列記してあるとおりであるが、全体的には「素点を調整しないことを基本とするが、著しい得点差を生じた場合には得点調整を行うことは止むを得ないし、この場合の措置は大学入試センターに任せたい」というのが意見の大勢であった。

次に、熊谷入試改善特別委員会委員長から、入試改善特別委員会の検討結果について次のように説明があった。

会長からの検討依頼に基づき、去る10月24日開催の本委員会において「大学入試センター試験」の得点調整問題への対応について討議した結果、最終的に次のような結論となり、この旨会長へ報告することとした。

- ①素点を調整しないことを基本とする。そのため、更なる万全の具体的措置を講じられたい。
- ②万一、得点調整を実施する場合、その手續・方式等については、大学入試センターの判断・決定に委ねる。

以上の報告があったのち、若干の質疑応答があったが、会長から次のよう述べられ、了承された。

この件については、目下照会中の各大学長からの意見、並びにただいまご報告いただいた入試改善特別委員会及び第2常置委員会の審議の結果を踏まえて国大協としての意見の原案をまとめた。ご了承いただければ、来る総会第1日目の昼食休憩時に臨時に理事会を開催し、その原案を審議願ひ総会に付議することにしたい。

(5) 各国立大学の平成3年度第2次試験の実施方式・実施日程について

このことについて会長から次のように述べられた。

去る6月総会において11月総会までに取りまとめることとした平成3年度の各大学の入試実施方式・日程について、本日午前までにご回報のあったものを別紙のようにまとめた。まだ未定の大学もあるが、近くご回報いただける大学もあるので、総会までに若干ふえらると思われる。受験生の立場を考えると、未定は未定として国大協としてなるべく早くこれを公表することがのぞましいと思われるが、他方、全大学の決定をまって公表する方がよいという考えもある。ご意見を伺いたい。

これについて若干意見交換があったのち、会長から次のように述べられ、了承された。

この件については、やはり、先の6月総会で了承された方針どおり、来る総会で平成3年度の各大学の入試実施方式・日程をまとめ、公表する方向で準備いたしたい。については、各大学の入試実施方式・日程について総会までにできるかぎりまとめることにしたいので、未定の大学に再度照会することにいたしたい。

8. 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への国大協としての対応について

初めに、去る10月16日、大学審議会大学教育部会のヒアリングに応じて同部会に出席し、先に同部会が公表した「審議の概要」について意見陳述をされた西島、関及び久佐各学長から、それぞれ報告があった。その要点は次のとおりである。

(西島京都大学長)

○ わが国の大学教育は、明治以降百年余、紆余曲折を経ながら発展を遂げてきた。戦前はヨーロッパ特にドイツの影響を受け、戦後は米国の強い勧告のもとに拡大充実してきたが、本当の意味の成熟はこれからであると認識している。

○ 「審議の概要」に示された「大学設置基準を大綱化し、名大学がそれぞれの理念に基づき、自由かつ多様な形で教育研究を実施し得る」ようにすることには賛成であるが、同時に一方で、「大学評価のシステムの確立」が謳われていることについては、これが未だ欧米先進国の大学でも確立されていないことから、その導入には慎重であるべきである。

○ 戦後、大学に一般教育が導入されて以来40年を経て、近年、各大学で、広い意味での一般教育あるいは基礎教育が改めて見直されてきており、「審議の概要」が、一般教育を重視していることは賛成である。今日、一般教育について多くの大学において改善の努力が払われているが、大学個々に具体的な「改革構想」があっても、財政の面からその実現が難しい状況にある。この点大学審議会には、各大学の「改革構想」が実現するよう積極的な提言を期待したい。更に、大学財政の充実について、欧米諸国の高等教育の実状なども参酌しながら、日本における高等教育の施策を抜本的に検討していただきたい。

(久佐山形大学長)

主として、一般教育について申し述べた。

○ 戦後、大学教育に一般教育制度が導入されてから40年が経過したが、当時に比べて今日、学問が深化する一方、大学の大衆化がすすん

であり、一般教育の必要性はむしろ高まっている。

- 一般教育について、世上、「教育内容が高校教育の繰り返しではないか」といった批判が聞かれるが、これは見方が近視眼的である。以前、教養課程に関する特別委員会が、卒業生を対象に実施したアンケート調査において、卒業後社会に出て相当年数を経ると却って一般教育の意義を評価する割合が高くなるという結果も出ており、このことから、一般教育に対する評価は長期的な視点に立ってなされるべきである。
- 大学設置基準の大綱化は原則的には了解するが、一般教育の無用論が強い状況の中では、大学内の力関係から一般教育の存立そのものが憂慮されるので、一般教育を「審議の概要」にいう「大学として共通に備える必要がある基本的枠組み」として把えるなど慎重な配慮がのぞまれる。
- 教養部の改革などを積極的に支援する措置を講ずるため、文部省にこれに対応する機構を設けてほしい

(関東京学芸大学長)

主として、教員養成について申し述べた。

- 「審議の概要」には、授業科目の改善の方向について、大学設置基準の関連規定を大綱化し、具体的な開設授業科目及びその区分については大学の責任において学則で定めることが適当である旨が記されているが、この場合、開設される科目次第で、同じ学部名でもその性格が変わってしまうおそれはないか。また、「大綱化」は、一般教育、外国語、保健体

育の軽視につながるものではないとされているが、教員養成では一般教育と専門教育の双方が重要であり、どちらか一方が軽視されることのないよう配慮されたい。

- 現行大学設置基準では、教員養成系学部は、教育組織として位置づけられ、他の学部のように教育研究組織としての「学科」制でなく「課程」制となっているが、この際、設置基準を見直して、教員養成系学部も他の一般学部と同様に、教育研究を行う組織に改める方向で検討していただきたい。

以上の報告があったのち、大学審議会大学教育部会部会長代理の新野神戸大学長から概ね次のように述べられた。

今回の「審議の概要」は、学部教育の充実と改革について、部会におけるこれまでの論議を経過報告としてまとめたものであって、部会としてまだ結論を出すところまではきていない。過般各関係団体に依頼してヒアリングを行ったが、今後、教養課程特別委員会又は各大学から率直なご意見をお出し願えれば十分検討させていただくことができる旨述べられた。

最後に会長から、次のように提案があり、了承された。

久佐教養課程に関する特別委員会委員長から、「審議の概要」について国大協全体で対応を考えてほしい旨要請をいただいたが、この際、国大協として「審議の概要」に対する意見をまとめることを検討したい。

以上をもって本日の議事を終了し、閉会した。

理 事 会

日 時 平成元年11月15日(水) 12:00~13:30

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 有馬会長

熊谷, 前川各副会長

件, 東野, 大谷, 阿南, 末松, 川井, 赤羽, 青野, 早川, 太田, 西島, 新野,
金築, 高橋(克), 浅田, 高橋(良), 楠田, 井形各理事

松角(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長

関(教員養成), 小林(学術情報), 久佐(教養課程)各特別委員会委員長
加納, 阪上各監事

有馬会長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについて、会長より次のように述べられた。

去る10月16日付で有江大学入試センター所長から、国大協に意見が求められていた「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応」について、その検討を入試改善特別委員会及び第2常置委員会に依頼するとともに、各大学長宛にも意見照会を行っていたが、このほどまとまった両委員会への審議結果ならびに各大学から寄せられたご意見等を踏まえ、国大協としての意見案を別紙のとおり作成したので、ご審議いただきたい。

なお、各大学長宛への意見照会の結果、46大学からご意見を頂戴した。寄せられたご意見は、大学または学部等のほか、学長個人としてのご意見及び一部教官のご意見も含まれている。それらのご意見のうち、「著しい得点差が生じた場合の得点調整」についての意見をおおまかに賛、否いずれかに色分けすると、「賛成」・「調整は止むを得ない」が概ね32大学で、「反対」が5大学程度ということになろう。

以上のように述べられたのち、配付資料「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について」(案)について、大要次のような意見交換が行われた。

- 学長への照会で特に意見を提出しなかった場合は、「賛成」と受け取ってよいのではないか。
- 原案の(1)で、「素点を調整しないことが基本」としていることは賛成であるが、(2)に「万一、得点調整を実施する場合、その手続・方式等については、大学入試センターの判断・決定に委ねる」とあるが、これでは国大協の持つ権限を大学入試センターへ委任するともとれるし、また、そうでないとしても、もともと得点調整を実施する権限が大学入試センターにあるかどうか明らかではないのではないか。
- 大学入試センター試験は大学入試センターが実施する試験であるから、その得点調整の権限が国大協にないことは明らかである。

大学入試センターでは、得点調整は大学入試センターの業務である「大学入試センター試験の問題の作成及び採点その他」に含まれると考えていると思う。
- 原案の(2)の「大学入試センターの判断・決

定に委ねる」の文言は、本来の権限が国大協にあるかのように誤解されるおそれがあるので、修正した方がよいと思う。

- 原案の(2)の解釈として、得点調整を実施するかどうかの判断、また、得点調整を実施することとした場合の手続・方式等、「得点調整」に関するすべての責任を大学入試センターが持つ、というのが理事会の共通認識と了解したい。

以上のような意見交換が行われた結果、原案の(2)を「万一、得点調整を実施する場合、その手続・方式等については、大学入試センターの責任において判断・決定されたい。」に修正し、これを本日午後の総会に付議することとした。

2. 平成3年度各国立大学の第2次試験実施方式・日程について

このことについて、会長より次のように報告ならびに提案があり、了承された。

去る6月総会において、今11月総会までに取りまとめることとした、平成3年度の各大学の入試日程について、昨日までに「未定」も含めて全大学から回答を頂戴し、それを別紙のように取りまとめた。これを本日午後の総会に報告し確認したうえ明日総会終了後の記者会見で発表することにしたい。

なお、未定の大学については、それぞれ事情もあることであろうが、受験生の立場を配慮して、できれば12月中には決定していただけるよう、改めてお願いすることにしたいと考える。

最後に会長から、明日午前中開催する総会で協議を予定する「国立大学の当面する諸問題」については、特に、①大学審議会大学教育部会の「審議の概要」についての対応、②国立大学の研究・教育条件の改善方策、③大学間交流(外国学長招致事業)のあり方、についてご討議をお願いすることにしたい旨述べられ、閉会した。

第85回総会(第1日)

日 時 平成元年11月15日(水) 10:00~17:00
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

有馬会長から、大要次のような開会の挨拶があった。

この百年、日本の大学が近代文明を吸収して日本の繁栄に果たした役割は大きかったと思う。しかし、21世紀に向けた次の段階に世界文明を築く上で日本の大学が貢献できるかどうか憂えている。それは教育・研究環境の整備が立ち遅れているからである。この際その充実・改善を図るべく、国大協の使命は重大であると考えて

いる。

さて、今総会は定例総会であり、従って各委員会委員長から審議状況のご報告をいただき、これに基づく協議をお願いすることになるが、特に入試問題について、平成3年度入試の実施要領並びに来年から始まる大学入試センター試験における得点調整の対応についてご審議願ひ、その他、先程触れたことを踏まえて国立大学の当面する諸問題についてもご意見を伺うこ

とにしたいと考えているので、よろしくお願
したい。

また、10月24日付けで、大学入試センター試
験の得点調整に関する対応について学長のお立
場からのご意見を伺うべくお願いしたところ、
大変多数の大学よりご返事を賜ったことをお礼
申し上げます。

なお、本日は筑波大学阿南学長差し支えのた
め、沢口副学長が代理出席されたほか、大学入
試センター試験等について説明いただくため、
大学入試センターの有江所長にも後刻ご出席い
ただくことになっている。

また、放送大学の甲田学長にもご出席いた
だくので、ご了承願いたい。

(1) 会議資料について

事務局から、今回の総会の配付資料について
説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、資料
3により行うこととする旨説明があった。

なお、2日目午前の総会終了後15分ほどデソ
ウザ国連大学長がみえてご挨拶されるので、ご
了承願いたい。

(3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長に
ついて、次のとおり紹介があった。

| (大 学) | (前 任) | (後 任) |
|---------|-------|-------|
| 北海道教育大学 | 石井 久 | 谷本 一之 |
| 東京外国語大学 | 長 幸男 | 原 卓也 |
| 東京工業大学 | 田中 郁三 | 末松 安晴 |
| 信 州 大 学 | 北條 舒正 | 赤羽 太郎 |
| 金 沢 大 学 | 本陣 良平 | 青野 茂行 |
| 愛知教育大学 | 丸井 文男 | 将積 茂 |
| 滋 賀 大 学 | 森 主一 | 尾上 久雄 |

奈良教育大学 藤永太一郎 後藤 稔

高 知 大 学 関田 英里 中内 光昭

(4) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後の委員長の交代につ
いて、次のとおり報告があった。

医学教育に関する 前川 正 井形 昭弘
特別委員会 (群馬大学長) (鹿児島
大学長)

大学院問題 本陣 良平 高橋 克明
特別委員会 (金沢大学長) (岡山大学長)

I 会務報告

会長から、昨年11月総会以後の主な事項につ
いて、次のとおり報告があり、その他の事項に
ついては「資料7」(第85回総会国立大学協会事
業報告)をご参照いただきたい旨述べられた。

1. 要望書の提出について

(1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望 書

前回総会で承認された「国立大学教官等の待
遇改善に関する要望書」については、去る6月
29日、田中副会長、野村第4常置委員会委員長、
阪上同委員会委員及び平間事務局長が人事院、
文部省を訪れ要望書を提出、関係担当官に実現
方を要望した。

(2) 学生に対する国民年金の適用についての 要望書

学生に対する国民年金の適用に関しては、9
月8日開催の第3常置委員会に協議をお願いし
た結果、要望書の提出が必要であるとの結論に
なり、それも、臨時国会の審議を控え、緊急に
実行に移すことが肝要と判断されたので、書面
をもって理事会に諮り、そのご了承を得て、去
る10月2日「学生に対する国民年金の適用につ
いて(要望)」を松角第3常置委員会委員長、加

納同委員会委員及び平間事務局長が厚生省、文部省に提出し、その趣旨を説明し要望した。

なお、会長より本件について総会での事後承認をお願いする旨諮られ、了承された。

(3) 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

前回総会においてその取り扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、去る10月5日に、野村第4常置委員会委員長、阪上同委員会委員及び平間事務局長が大蔵省、総務庁、文部省を訪れ、同要望書を提出し、その趣旨を説明し、要望した。

2. 「高等教育フォーラム」の後援について

高等教育フォーラムの日本委員会の天城委員長から本協会に対し、9月19日同フォーラム開催に際し後援の依頼があったが、その企画も充実しており、世界各国の高等教育学者を招き討議を行うことは有意義と考えたので、その後援について書面で理事会にご了承願った。

3. 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会から本協会に対し、同部会の報告「審議の概要」についてヒアリングによる意見を求められたので、関係者とも協議し、去る10月16日第1常置委員会の西島、関両委員及び教養課程に関する特別委員会の久佐委員長にご出席をお願いし、ご意見を述べていただいた。

4. 日教組大学部との会談について

(1) 日教組大学部からの申し入れにより、去る6月28日、平間事務局長が大学部の榎本執行

委員ほか数名と教務職員問題について懇談した。

(2) 同じく日教組大学部からの申し入れにより、去る10月17日、第4常置委員会の野村委員長及び小出、阪上両委員が大学部の小山書記長ほか数名と会見し、技術職員問題について懇談した。

II 協議事項

1. 常置委員会委員(教員)の選任について

このことについて、6月の総会の際、秋の理事会で選任することにしたので、各常置委員会の委員長に候補者をご推薦願ひ、去る10月30日開催の理事会で、「資料9」(常置委員会委員(教員)名簿)の名簿のとおり選任したのでご報告する。

2. 各委員会委員長の報告と協議

各委員会委員長の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨は各委員長にまとめていただき、「資料10」(第85回総会各委員会委員長報告要旨)として配付してあるので、ご参照いただきたい。

なお、入試については別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその際をお願いすることとした。

(1) 第1常置委員会(新野委員長)

本委員会は、昨年6月、石田委員長の提案に基づき、学術的価値の高い研究でありながら、いわば、“陽の当たらない”研究分野についてチェックし、大学における基礎研究の重要性を指摘するとともに、時代の要請や社会の進展を見

極め、大学が大学らしい発展をとげるための資料となり、国立大学の活性化に役立つような内容の報告書を取りまとめるようにすることを確認した。

その後、3班に分かれて検討を始めた段階で、本年6月の総会において委員長交代となった。そこで、7月5日、西島第1班班長、新野第2班班長及び北條第3班班長が集まって、今後の委員会運営の方針と方法について検討するとともに、資料交換をして問題点の検討に着手した。

ところで、石田前委員長の提案の中には、基礎研究費の抜本的増額を含む高等教育財政の再検討という課題も含まれており、この課題に応えるためには、国立学校特別会計のあり方そのものについても検討していく必要があることを確認している。幸いにして、第6常置委員会でも本問題についてテーマを設定し、調査研究を開始されたようなので、この第6常置委員会の研究とも協力したい。

それと同時に、第4常置委員会から技術職員の問題について本委員会との合同検討会の申し入れがあるので、これについても考えていきたい。

(2) 第3常置委員会(松角委員長)

本年6月14日、9月8日に委員会を開催した。協議の内容及びその後の対応については次のとおりである。

1) 就職問題について

平成元年度の就職協定については、著しい混乱とフライングが認められ、協定遵守は極めて不満足な状態であった。特に内定学生の拘束、誓約書の提出などの好ましくない問題が多かったが、来年の協定について検討がなされた結果、大学としては、引き続き就職協定の遵守という

立場を維持することが承認された。

また、11月8日に開催された就職問題懇談会においてこの問題を検討した結果、11月17日に開催される企業側の協議会に就職問題懇談会名で要望書を提出することになり、更に、12月に開催される企業側のトップとの世話人会においても、この問題について改めて企業側の倫理感を喚起したいと考えている。

2) 国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査の結果の取り扱いについて

先に実施した上記アンケートの内容につき種々意見交換の結果、問題点の改善には保健管理センターの充実ないしは改組といった点のみに留まらない、幅広いかつ各大学の実情に応じた問題処理と対策が検討されるべきものと考えられ、引き続き協議することとなった。

3) 学生の国民年金加入問題について

学生の国民年金加入について要望書を10月2日、厚生省、文部省に加納第3常置委員会委員、平間事務局長同道の上提出した。厚生省審議官(年金担当)から国会審議の状況を踏まえつつ善処の方向であるとの回答を得た。また、国大協側においても年金問題の理念である社会相互扶助への理解が求められた。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

前回総会以降の本委員会における審議事項は次のとおりである。

1) 技術職員問題について

第83回国大協総会において承認を受けた本委員会の「教室系技術職員の組織化と研修の現状に関するアンケート」を実施したところ、すべての国立大学(大学によっては各学部、附属施設ごと)から回答をいただいた。

9月12日の小委員会ではアンケート回答のまとめ方について検討し、10月9日の小委員会と10月17日の本委員会では回答の中間まとめが専門委員より口頭で報告され、それについて質疑を行った。

目下、アンケート回答を報告書にまとめる作業を行っているところである。

(以下、その概略について、「資料12」(「教室系技術職員の組織化と研修の現状に関するアンケートについて」の中間報告)に基づき説明)

2) 要望書の提出について

要望書の提出については、先程会務報告において会長より報告があったので、省略させていただきます。

3) その他

日教組大学部の申し入れを受け、10月17日に委員長、阪上委員、小出委員が会見し、技術職員問題等について懇談した。

(4) 第5常置委員会(太田委員長)

第84回総会以後、平成元年10月9日に委員会を開催し、次の事項について審議した。

1) 留学生問題について

本委員会所属委員の15大学に対し、留学生問題に関するアンケート調査を行い、この集計結果を中心に10月9日に委員会を開催して留学生受け入れに伴う諸問題を討議した。まだ提言あるいはまとめて報告する段階ではないが、その内容は次のとおりである。

① 日本語教育については、目標レベルの設定、能力のバラつきに対する対策というような問題を抱えているが、今後一層の充実を図るためODA予算の活用等による海外における日本語教育の強化と教員養成の拡充が必要である。

② 受入れ体制については、留学生センター

のような留学生に対する指導・援助を行う組織の設置を促進、教職員の増強、留学生担当教員のキャリアパターンに対する配慮が必要である。

③ 宿舎については、大学、地域の事情により異なるが、一般的には日本人学生との接触を深められるように混住が望ましい。

④ 奨学金については、国費の奨学金は相当額支給されており、現在の額は評価できるという意見も多いが、いずれにしても枠の拡大を働きかけていく必要性が強調されている。

2) 平成元年度外国大学長招致について

本年度は、ポーランドの大学長を招致するよう進めているが先方から受諾の回答があり、11月28日から12月7日の予定で、ウッジ工科大学、ワルシャワ工科大学、アダムミツケヴィッチ大学の3大学から学長を迎えることが了承された。招致日程は「資料13」のとおりである。関係大学にはよろしく願いたい。

3) 日本留学フェアの開催について

日本国際教育協会は、今年度の事業として海外において日本留学フェアを開催する。これは、海外における日本への留学希望者に対して日本全体の留学事情、個々の大学の事情等の情報を提供するのが目的で、今年度はインドネシア、マレーシア、タイの3カ国で開催され、国立大学からは4大学がこれに参加することになった。

(5) 第6常置委員会(高橋委員長)

1) 前回の総会での報告のように、国立大学財政の悪化が次第に顕在化する現状に鑑み、第6常置委員会に特別検討小委員会を設置し、早急にその対応を図ることとなった。

9月26日に委員会を開催し、特別検討小委員

会委員を選出するとともに、馬場宇都宮大学長を代表者に「国立大学の財政基盤に関する基礎的研究」という課題で平成2年度の科学研究費の申請をすることとし、目下その準備を整えている状況である。

なお、この研究分担者は14名となる予定であり、また適当な段階で第1常置委員会との合同会議をもつ必要があるので、新野第1常置委員会委員長と協議することとしている。

2) 平成3年度から国立大学の授業料を引き上げる大蔵省原案が新聞等で報道されているが、第6常置委員会としてはこの改定について関係当局に要望しなければならないと判断しているので、要望書を作成し会長名で提出することについて、あらかじめご了承願いたい。

会長よりこの件について語り、了承された。

(6) 学術情報特別委員会 (小林委員長)

前回の総会以後9月1日と11月14日に複写権に関する問題について委員会を開催した。

近年、複写機器の発達、普及に伴って文献複写と著作権の問題が、世間では大きくクローズアップされているが、著作権の問題について従来から必ずしも認識が十分でなく、むしろ一般の研究者は著作権に対する配慮が殆どないというのが実情である。

この著作権問題で大学に関わることを大きく分けると「大学図書館における文献複写サービス」と「図書館以外の各研究室すなわち大学のキャンパス内で行われる文献複写」の二つの問題がある。前者については図書館側でいろいろ検討して対応がなされているが、後者の問題に関しては大学側が対応してほしいという考えから、「日本複写権センター」設立発起人会から本委員会に対して、事業内容を説明し、理解と

協力を得たい旨要請があり、これに基づき9月1日に委員会を開催し、質疑応答・意見交換を行った。その結果、今後の国際間の知的所有権とも絡む問題で、対応によっては学術情報の流通の面から研究に対する大きな障害ともなり得るという認識から、委員会としても十分慎重に検討・対応をすべきであるという結論に達した。

また、11月14日に開催された委員会では、図書館における複写の問題について定めた著作権法第31条に関する大学図書館の見解が「日本複写権センター」側に手渡されたということが報告された。更に、私的使用に関する著作権法第30条、学校その他教育機関における複写に関する著作権法第35条の解釈上の問題等について意見交換し、今後この問題の重要性を認識してもらうために次回総会までに報告をまとめることとした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井形委員長)

本委員会は大学紛争が医学部から発した経緯から医学教育に関する問題点を検討するために発足したものである。医学教育のあり方については、全国医学部長病院長会議、国立大学医学部長会議、附属病院長会議が議論を進め、また厚生省、日本医師会、医学教育学会などでも種々検討されているが、これらと並列して国立大学としての立場から、急激に変わりつつある医療、医学の将来を見通した提言をして、政策にも反映する委員会でありたいと願っている。

本委員会はその一環として現在、大学病院における卒後臨床研修問題の検討を進めており、次回の総会までには報告をまとめる予定である。

また、今後高齢化社会を迎え、刻々変わる医

学、医療制度の中において医師の過剰問題や医学部定員問題、それに関連した医師以外のコ・メディカルな人員の養成のあり方についても積極的な検討を進めたいと計画している。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

前回の総会以降、主として次の事項を協議した。

1) 専門委員の委嘱

今春の専門委員3名の退任に伴って、新たに神戸大学夏目隆教授、香川大学植村典昭教授、九州大学立田清朗教授を委嘱した。

2) 「教養課程の改革」に対する意見

昨年の秋の総会において公表した「教養課程の改革」については、今日まで、直接あるいは間接に様々な意見を頂いている。大学での一般教育に関する議論の参考にとという公表の趣旨は、ある程度果たしつつあるものと当委員会では受け止める。なお「健康科学」の名称についての意見には、委員において関係者に真意を説明するなどして、理解を求めることとした。

3) 今後の作業課題

先の文書では、現行の設置基準のもとでの一般教育改善の試みとして、2大学の例をあげたが、こういった試みをさらに広く提供願って、今後の各大学での検討に資するため、「資料14」とおり全国立大学に亘り実情調査を行うことを計画している。一応の日程として、今年末に調査票を送付し、明年4月締切り、秋の総会を目的に資料整理を完了する方向で考えているので、ご了承を得たい。

4) 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」への対応

「審議の概要」には特に一般教育に関しても

重要な問題点を有することに鑑み、審議会に対し当委員会として意見の表明を考えてはとの意向があったが、一般教育以外の評価や学位の問題もあるので、国大協として意見をまとめていただければ幸いである。

以上の報告の後、会長から「一般教育の改善に関する実情調査(依頼)(案)」(資料14)について審議の結果、異議なく了承された。

また、大学審議会への対応については、明日審議することとした。

(9) 教員養成制度特別委員会(関委員長)

1) 委員の交代について

前回総会以後、学長等の交代に伴い、谷本一之北海道教育大学長、篠宮憲爾福島大学長、將積茂愛知教育大学長、尾上久雄滋賀大学長が新たに委員に就任した。

2) 「大学における教員養成に関する調査」について

前回総会において承認を受けた本特別委員会の「大学における教員養成に関する調査」を全会員大学に協力願ひ実施した。また、全国都道府県及び政令指定都市教育委員会に対し「教員の資質向上施策に関する調査」を依頼し、多数の回答を得た。現在、これらの調査結果の取りまとめにかかっており、集計・検討中であるが、その一部を『「大学における教員養成」に関する調査』第一次報告(資料15)として発表することにした。その概要は次のとおりである。

なお、今後も残された提言内容等を見ながら検討方向を十分考え、逐次報告させていただく予定である。

I. 新免許制度施行に伴う問題

1. 一般大学・学部の場合

一般大学・学部の場合は、新免許制度の施行に伴う再課程認定の実施に際し、認定基準や認定方法について、多くの大学から質疑・意見があった。課程認定手続きについて基準を適切に運営されたい、とか、審査基準の内規は拘束的であるなどの指摘があった。今後、質疑の内容を十分検討していきたい。

2. 教育系大学・学部の場合

教育系大学・学部の場合は、特に新設の専門科目である生徒指導、特別活動、あるいは生活科等の人的条件、コンピュータを含む科目の物的条件を整備することについての要望意見が多数であった。

3. 会員大学の要望等について

このアンケートをもっと早く実施すべきであったとする意見や、結果の公表を要望する意見等があった。

II. 大学における教員養成の当面の諸問題

1. 教員需給関係と教員養成

当面の諸問題の基礎研究として、教員の需給関係の見通しについて、各府県毎に5年単位で統計処理を行い、今後15年間の小・中学校教員及び高等学校教員の需給関係についての推計を行い、その見通しを明らかにした。教員数の基礎となるデータは「教育委員会月報」に発表される統計を利用した。

2. 国際化と教員養成

国際化と教員養成の関係については、特に教員養成学部学生の海外派遣制度の目的の明確化、教員研修留学生の受け入れに関する問題の所在について考察した。

3. 情報化と教員養成

情報化と教員養成の関係について、一般学部のコンピュータ利用と教員養成の関係、教員養成学部におけるコンピュータの利用方法、附属学校におけるコンピュータ導入の実態と問題等について考察した。

III. 教員の資質向上に関する地方教育行政の施策

教育委員会関係の調査結果を集計し、教員採用の問題、初任者研修制度の問題、教育行政当局の大学への期待等について取りまとめた。

教員採用の問題については、近年、正規採用に対して臨時採用の割合が増大の傾向にあり、また、短期大学卒の割合が微増傾向にあり、教員の資質向上の見地から疑念のある点について考察した。他方、初任者研修制度と大学の教員養成教育の関係については、今後、大学と教育委員会との相互の理解を推進することの必要性が痛感されること等について考察した。

(10) 大学院問題特別委員会（高橋委員長）

前回の総会以後、8月1日、10月18日に委員会を開催し、次の事項について、検討を行った。

1) 委員長等の交代について

本陣委員長（金沢大学長）の学長任期満了による退任に関連し、次期委員長の選出を行い、高橋克明岡山大学長が委員長に選出された。

また、阪上信次東京農工大学長、浅田泰次愛媛大学長、土山秀夫長崎大学長が、新たに委員に就任した。

2) 当委員会として今後検討すべき課題について、意見の交換を行った結果、大学院設置基

準の改正に伴う各大学での問題点、既設博士課程の充実及び留学生増に伴う問題等大学院全体に共通する問題について検討することとなった。

当面の取り組みとして、

- ①大学審議会大学院部会の「審議の概要」について早急に意見を持ち寄ること
- ②大学院の質的充実に焦点をしばって検討を続けること

が了承された。

3. 各地区学長会議の状況報告

会長から、「資料11」のとおり前回総会以後、今総会までの間に開催された各地区学長会議若しくは懇談会等の状況を各当番大学からご報告願いたい旨の発言があり、それぞれ大略次のような報告があった。

(1) 東北地区（菅野宮城教育大学長）

9月28日、29日の両日宮城教育大学を当番校として学長会議を開催し、次の事項について討議した。

1) 平成3年度以降の入学選抜方法及び日程について、東北地区では、各大学の主体性を尊重しながら複数受験のための入試時期のゆるやかな調整を実施したいということが話し合われた。

2) 大学の自己評価について各大学の実情をご報告いただき、今後の自己評価の方向性について意見交換を行った。

(2) 関東・甲信越地区（原東京外国語大学長）

10月27日に学長会議を開催し、主たる議題である「外国人留学生の受入れについて」各大学が抱える種々の問題について実情を報告しても

らい、意見交換を行った。

また、大学入試センター試験の地域割について横浜国立大学と埼玉大学から問題提起され、受験生の増加に伴う試験場、監督者等の不足がますます深刻化する傾向にあるので、東京及び隣接県は協力して欲しい旨の要請があり、了承された。

(3) 東海・北陸地区

（本多豊橋技術科学大学長）

10月31日、11月1日に豊橋技術科学大学を当番校として学長会議が行われ、大学審議会の答申あるいは大学院設置基準の一部改正等大学院制度の弾力化等の問題についての各大学の取り組み状況等について意見交換を行った。

また、留学生の受入れ、国際交流のための基金等国際交流の推進に関わる諸問題について意見交換を行った。

(4) 近畿地区（上寺兵庫教育大学長）

10月2日に13大学が集まり会議が開催され、次の事項について意見交換を行った。

1) 平成3年度以降の国立大学入学試験のあり方について

① 大学入試センター試験に対する対応について

② 前期・後期日程の定員配分のバランスについて

2) 名大学における当面する諸問題
国立大学の教育研究費の抜本的改善について

(5) 中国・四国地区（林鳥取大学長）

10月31日、11月1日に学長会議を開催し、大学審議会大学教育部会の「審議の概要」につい

て、特に一般教育の在り方、大学の自己評価に関し情報交換を行った。

なお、北海道地区、九州地区では、会議が開催されなかった旨報告があった。

3. 入試について

(1) 第2常置委員会(前川委員長)報告

前回総会以後、本委員会2回、その他に持ち回り委員会の形で2回実施し、主として次の事項について取り決めを行った。

1) 身体に障害のある入学志願者との事前協議について

前回総会の折りに事前協議の開始を12月15日以降にしてほしいということをして、種々ご意見をいただいたが、その後関係方面と折衝した結果、事前協議の締切期限を原則として12月15日以降とすることに修正した。

2) 平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項について

標記のことについては、昨年度と同様のものを取りまとめ連絡した。昨年度と特に異なる点は、共通第1次学力試験の代わりに大学入試センター試験が実施されることで、それに関連して若干の変更箇所がある。

3) 平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

標記のことについては、9月25日の委員会において決定し、各大学に連絡した。平成2年度の主な変更点は、情報交換開始を午前8時に繰り下げたことである。

4) 平成2年度入学者選抜における日程の変更について

北海道教育大学の5分校間で昨年度と同様同

一日程内併願を可能とすること、第2次試験をA日程グループの2大学において一部の学部が試験場の関係で平成2年2月25日開始を平成2年2月26日開始にすることを了承した。

5) 中国引揚者等子女に対する大学入学資格について

11年間の学校教育しか受けていない中国引揚者等子女に対し、中国帰国孤児定着促進センター(全国6カ所)及び中国帰国者自立研修センター(全国15カ所)において、一年間にわたり、日本語教育のほか、大学に入学するために必要な教科(英語、数学、理科及び社会)に係る教育を実施する大学進学準備課程が設置されている。このたびこの課程を修了した者に大学入学資格が与えられることとなった。

6) 国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査について

前回の総会において、私費外国人留学生に対する入学者選抜の実状・入学後の状況を調査してはとのご依頼があった。本委員会で検討した結果、私費外国人に対する入学者選抜は、各大学において必ずしも統一的に行われておらないので、この際調査を行うことに決定し、「国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査(依頼)(案)」(資料16)を取りまとめ、理事会においてご了承いただいた。

本案についてご審議のうえご承認いただければ、早急に各大学宛にご依頼する予定である。

以上の報告ののち、会長から資料16の(案)について、審議願いたい旨述べられ、審議の結果、異議なく承認された。

(2) 入試改善特別委員会(熊谷委員長)報告
前回総会以後、今回の総会までに3回の委員会を開催し、次の二つの事項について審議を行った。

一つは、平成3年度の入学者選抜についてである。この件については、前回総会で了承された「平成3年度入学者選抜は平成2年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」で実施する。」という基本方針を受けて、「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」の原案を作成した。この原案を7月31日付けで各国立大学長宛に送付し、意見があれば9月16日までに回報されたい旨依頼した。その結果、若干の意見、要望が寄せられたので、それらを参考に一部修正を加えて最終案(資料17-1)を作成し、9月29日付けで再度各国立大学長宛に送付するとともに、10月30日に開催された理事会の議を経て今総会に提出することとした。平成2年度実施要領等との相違点は、解釈上の誤解が生じないような表現の修正あるいは全体を通じての文言の統一、または内容の単なる整理など(資料17-2)で中身の実質の変更はない。

なお、平成3年度実施要領等の原案作成の際、各大学の意見をご回報願ったが、原案作成の依頼を受けたのが6月であり、大学入試センター試験期日の確定が7月末であったため期間が非常に短くなり申し訳ないが、ご了承いただきたい。

審議の対象となったもう一つの事項は、大学入試センター所長から10月16日付けで国立大学協会会長宛に意見を求められた「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について」である。この件については、会長から本委員会と第2常置委

員会とにその検討が依頼されたので、本委員会においても検討を行い、本委員会としての結論をまとめ会長に報告した。その内容は次の2点である。

1. 素点を調整しないことを基本とする。そのため、更なる万全の具体的措置を講じられたい。
2. 万一、得点調整を実施する場合、その手続・方式等については、大学入試センターの判断・決定に委ねる(資料18-3)。

以上の報告ののち、会長から「資料17-1」の(案)について、審議願いたい旨述べられ、審議の結果、異議なく承認された。

なお、次のような質疑があった。

- 第2次試験の実施日程であるが、いずれも平日である。日曜日でないとは学外の試験場の確保、交通問題等、試験実施に支障をきたす恐れがある。特例として3月3日の日曜日まで繰り上げてもらうことは出来ないか。また、今後は3月の第1週の日曜日というような決め方は出来ないだろうか。
- 試験日程の特例については「申し合わせ事項」の(7)により第2常置委員会に協議願いたい。また、第1週の日曜日という決め方は、現行の試験日程が、前期と後期に同様の日程を確保しながら、私学との関係を考慮するという条件の中で決めているので、中々難しいと思う。
- 試験日程には日曜日が入っていない場合が多いので、各都道府県教育委員会等を通じて関係方面に格段の協力を依頼していただきたい。

(3) 大学入試センターからの報告

資料の説明に先立ち、有江大学入試センター所長から大略次のような挨拶があった。

大学入試センター試験については、明年1月の試験に向け諸準備は順調に進んでいる。去る10月27日に願書の締め切りを行った結果、出願者数は430,542人と過去最高となり、予定の試験会場数をオーバーしてしまい、各大学には多大のご迷惑をおかけし申し訳なく思っている。大学入試センターとしては、万全の努力をする所存であるので、各大学のご協力をお願いしたい。また、得点調整については、このような事態が生じないよう努力はしているが、万一のことを考慮してその対応策については、大学入試センター試験協議会の了解を得ながら、大学入試センターとして総力をあげ調査研究を進めている。最終結論は、今年度下旬の大学入試センター試験協議会において決定する予定である。なお、良問の作成には全力を傾注するつもりであるので、各大学長におかれては出題委員の派遣等について、今後ともよろしくお願いしたい。なお、大学入試センターとしては、大学情報提供事業を行っており現在拡充の方策を研究中である。研究開発部における入試に関する諸研究については、各大学の協力を今後ともお願いしたい。

ついで、同センター田保橋副所長から資料に基づき、次の事項について説明があった。

- 1) 平成2年度大学入試センター試験出願状況
- 2) 平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱（文部省高等教育局長通知）
- 3) 平成3年度大学入学者選抜に係る大学入

試センター試験出題教科・科目の出題方法等について（大学入試センター所長通知）

- 4) 入学広報に関する実態調査報告書
- 5) これからの大学入試（冊子）

以上の説明ののち、次のような意見の交換があった。

- 大学入試センター試験の実施体制について試験場設定の広域化ということを今後積極的に検討していただきたい。
- 地区連絡協議会に広域化を含めて検討願うが、大学入試センターとしてできることがあれば善処したい。
- 大学間に監督動員状況のアンバランスがあるようだ。これも検討してほしい。

(4) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

会長から次のような説明があった。

大学入試センター所長より「資料18-1」のとおり、国立大学協会に意見の照会があったので、入試改善特別委員会及び第2常置委員会に検討していただくとともに各国立大学長にもご意見をお寄せ願うようご依頼申し上げた。

入試改善特別委員会からは、さきほど検討結果ついて委員長報告があったので、第2常置委員会からご報告をお願いしたい。

ついで、前川第2常置委員会委員長から、「資料18-2」に基づき次のように審議結果の報告があった。

本委員会の委員並びに専門委員の意見を並記したが、意見の大勢としては、素点を調整しな

いことを基本とするが、著しい得点差を生じた場合得点調整を行うことは止むを得ないし、この場合大学入試センターに任せたいということであった。

また、会長から、各国立大学長へのアンケートの結果について概要の報告があった。

以上の報告ののち、次のような意見の交換があった。

- 基本方針としては、得点調整は行わないこととし、万一の場合とは、1万年に一度という位に考えてほしい。また万一、得点調整を行う場合は、統計資料を参考にするのではなく、出題委員が行うべきではないか。
- 大学入試センターの業務の中に得点の調整というものが入るのか。責任の区切りというもの、はっきりさせておいたほうがよいのではないか。
- 大学入試センター試験が、今後大学の入学試験の中でほぼ恒久的に組み入れられるにあたっては、出題者のレベルで平均点ということで苦勞されるよりは、得点の調整を普遍化し、得点がすべて同じ物差しで、採点の数値に変えられるように考えられないだろうか。
- 著しい格差が生じた理由としては、従来の入試技術に合致しない問題に、受験生が戸惑ったため、今後は著しい格差が生じるとは思われない。
- 問題の数が少なすぎるのが、科目間に測定

誤差を生む大きな原因になっていると思う。出題者を増し、問題を多くすることが有効な手段であろう。

以上の意見交換ののち、会長から、先程の理事会において取りまとめた大学入試センターへの国大協としての回答案が示され、それについて審議した結果、一部原案を修正のうえ承認された。

(5) 各国立大学の平成3年度試験の実施方式・日程について

会長から次のように提案があった。

前回総会において、今総会までにまとめることとした平成3年度の各大学の入試日程について、昨日までにご連絡のあったものを別紙のように取りまとめた。また、予定・未定の大学もあるが、受験生や高校の立場を考慮して早く情報を流す必要があるので、総会終了後発表したいと考えているが、よろしいか。

ついで、種々意見の交換が行われた結果、明日までに決定する大学の部分を一部手直しのうえ、明日発表することが了承された。

4. その他

10月30日の理事会において、新たに副会長に選出された前川群馬大学長より就任の挨拶があった。

以上をもって第1日の議事を終了した。

第85回総会（第2日）

日時 平成元年11月16日（木） 10：00～12：00
場所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

初めに会長から、昨日審議のうえ、修正した大学入試センターへの対応について、次のとおり本日付けで回答したいので、ご了承いただきたい旨述べられた。

「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

1. 素点を調整しないことを基本とする。
そのため、更なる万全の具体的措置を講じられたい。
2. 万一、得点調整を実施する場合、その手続・方式等については、大学入試センターの責任において判断・決定されたい。

1. 第86回総会の日時・場所について

会長から、次のとおり述べられ、了承された。
次回の第86回総会は、「資料8」のとおり、平成2年6月12日（火）、13日（水）の両日、また事務連絡会議は6月15日（金）に学士会館（神田）でそれぞれ開催することとしたい。

2. 大学審議会への対応について

本議題に先立ち、会長から次のように述べられ、了承された。

まず、「大学審議会」への国立大学協会としての対応について、次に大学の教育研究環境の改善のためにどのような対策を講じたらよいか、特に財政上の問題についてご議論賜りたい。

昨日ご報告申し上げたように、大学審議会大学教育部会のヒアリングに関しては、西島、関、

久佐各学長にご出席いただき、ご提言いただいている。そこで、まず、3人の学長がどのような提言をされたか、ご報告いただきたい。

ついで、西島、関、久佐各学長から、おおむね次のとおり提言の報告が行われた。

(1) 西島京都大学長

大学審議会大学教育部会での議論の経緯を見ると、基本的には、各大学の多様な発展、その中で質的充実を進め、また大学設置基準その他を弾力化して、独自の発展を促すという考えが示されており、これに対しては、個人的に賛成である。

ただ、議論の経緯の中で、大学評価システムの確立ということが検討されており、これに対しては極めて慎重に考えるべきであると申し上げた。総論で見れば自由化そして個性ある大学の充実となれば、当然それに対して社会の評価ということが考えられるわけであるが、評価システムの確立という言葉の中には、内容をどのような形で評価するのかということが問題であると思われる。欧米の先進諸国の例を見ても、大学の評価というのは大変難しいことで、現在もいろいろ試みがなされているが、それが必ずしも成功しているとはいえず、長い目で見れば大学の充実を阻害しているような要因も見られる。そのような状況の中で軽々しく評価システムの確立を言うべきでなく、まず大学の自由な発展を促し、そして長い目で大学が社会から評価を受けるべきであろう。

次に一般教育の問題について、一般教育の内

容や学部教育における位置づけについては我が国独自に発展する時代が来ており、各大学においても独自の充実が行われる時期にあるので、一般教育の重視ということについては、特に強調すべきであろう。学問の総合化、学部教育の繁栄という点から見ても、一般教育のありかたについては更につめる必要があり、重視する方向で進めていくべきである。ただ、そのために必要な教官構成あるいは組織の変換には予算措置、財政上の裏づけが必要であり、大学審議会においてそこまで踏み込んだ議論を行い、社会に打ち出してほしい。

単位制度については、単位の内容を明確化して互換性、普遍性を増すということであるが、こまぎれの単位を寄せ集めれば学部教育ができるという考えには賛成できない。大学独自のカリキュラムを全体として見て教育の特性が出るので、すべての単位の水準化というのは大学の独自の発展という考えに沿わないのではないか。むしろ国の内外を問わず同じ教育目標をもつ大学・学部間の関係の中で、単位の交流、学生の流動をはかるべきであろう。

大学の自由で多様な発展を高等教育の成熟の原動力とするために、評価システムを考えるより、いろいろな構想を実現するための時期を失ふことのないよう財政上の措置が講じられるよう重ねて強く要望したい。

(2) 関 東京学芸大学長

一般教育の授業科目の改善の方向ということの中で、学部・学科等の教育目的達成のために必要な授業科目を開設する旨の基本的な事項だけを大学設置基準で規定し、その科目区分をどうするかは大学の責任において学則で定める、という部分があるが、もし、このようなことが実現した場合、開設規模、開設科目が同じ学部

であっても差異が生じ、学部の性格が変わる可能性が出てくるので、大学設置基準の大綱化の際、学部の性格があまり変わらないよう授業科目の開設に関わる部分で何らかの調整をしていただきたい。特に教員養成系の大学においては、大学教育は広い視野をもって総合的に思考する力を養うことを目的としており、一般教育と専門教育のバランス良い協調の中で、学問の総合化の方向を目指しながら人間形成に役立つ教育を遂行していくためにも大綱化が安易な緩和につながらないよう切望するものである。

また、大学設置基準の見直しという点で、現在学科制と課程制において、教育研究上必要な組織と教育上必要な組織という差異があるが、課程制度においても今後教育研究が行われるような措置を大学設置基準の見直しと共にお考えいただきたい。

(3) 久佐山形大学長

一般教育に対する評価の中で、世上一般教育が高校教育の繰り返しであるとか、それが学生の学習意欲を削ぐというようなことを聞くが、大学の一般教育と高校教育は目標が全く違い、それを学生に理解させる必要があり、その点教官の自覚と学生の意欲が不可欠である。なお、教育の効果は間接的で、生涯を通じて具現されるものといえる。従ってその評価は長期的な視点をもって見るべきである。

また、大学設置基準の大綱化が行われた結果、大学の自由裁量にまかせるということになると、大学、社会において必ずしも一般教育が重視されていない現状では、一般教育の目指しているものが大学から消える恐れがあるので、大学として共通に備えるべき枠組みを考える際にこのような事を慎重に考慮すべきである。

さらに文部省内に一般教育関係事項を担当す

る専門組織を設けるよう提言に含めていただきたい。

以上の報告に続いて会長から、大学審議会大学教育部会の特別委員でもある新野神戸大学長に発言が求められ、同学長から概ね次のような発言があった。

(4) 新野神戸大学長

今回の大学審議会大学教育部会の「審議の概要」については中間報告ではなく部会の今後の方向を示したものでない。大学設置基準の大綱化、弾力化についても具体的な提案を示したのではなく、むしろ今後さまざまな意見、提案をいただきながら最終的な方向を決めていこうというのが全体のねらいとするものである。中間報告を正式にいつ出すかは決まっていないが、できるだけ慎重に検討したうえで取りまとめたいと思っているので、これからも積極的なご提案をいただきたい。

我が国の戦後の飛躍的な発展には、大学の教育研究の成果及び初等・中等教育における成果が非常に大きな意味をもっており、さらに発展の必要性が世界的にも求められてきている。その実現のためには財政上の支援強化が何より必要であり、それは国立大学協会の課題でもあるが、一方、大学の弾力的、自主的な発展の可能性を導き出す必要があり、それを行うために大学設置基準の弾力化、大綱化という考えが出てきた。それには大学自身が組織、教育内容を管理できるシステムが確立されていなければならないが、大勢はそうっていない。したがって、我が国の実情に合うように大学設置基準を大綱化、弾力化するにはさまざまな困難な問題があることを自覚しながら議論を進める必要があることを感じている。

一般教育の問題については、私個人としても必要不可欠なものと思っている。人間感性の教育の観点から必要な一般教育は軽視されるべきではなく、むしろ総合的な能力の基礎となる科目が必修となるような体制であるべきと思うが、そのための具体的な提案は必ずしも十分行われていないのが現状であり、そのことも含めて今後検討していきたい。また、大学院教育や高等学校教育との関連の中で学部教育が十分に位置づけられているとは必ずしもいえない現状を踏まえて今後学部教育を考えていく必要があると思う。我が国の教育研究の発展のために、今後も積極的な協力、提案をお願いしたい。

この後、若干の質疑応答があり、会長から次のように述べられ、了承された。

この問題は重要な問題であると我々も認識している。大学自ら大学を発展させるべく努力していくことが非常に大事であると思う。本協会としてどのように対応するかは、今後理事会で検討した上、次回総会において協議したいので了承願いたい。なお、それまでにもこれについてご意見を寄せていただければ幸いである。

3. 大学財政の問題について

本議題の協議に先立ち、熊谷副会長からおおむね次のように述べられた。

我が国の大学は、戦後の学制改革、大学紛争に続き、3度目の重大な危機的局面に面していると思われる。それは大学財政の問題であり、そのため現に支障を生じ始めている。昭和57年のゼロ・シーリング、翌年のマイナス・シーリング以来文教予算に枠がはめられたまま、現在は大学予算の大半が人件費という状況であり、文教施設費にいたっては昭和54年度に比べ増え

るところか約半分になっているという状況である。いまや我が国の大学で欧米の先進諸国の大学と比肩し得るキャンパスや建物、施設を持つ大学は皆無といつてよい。このような状況を打開するためには国の財政当局、最終的には国の予算を決定する国会に理解を求めしかないのでなかろうか。学術・研究の分野で世界に貢献するのが我が国の望ましい立場であるべきにも拘らず、我が国の大学はいまだに乏しさから脱却していない。この世紀末的な状況を打開するため抜本的な改革が必要であり、そのためには具体的な提案が必要である。改革に向けて各界にこのような状況を認識していただき、積極的・建設的な意見が国のポリシーとして具体化するよう努力していきたい。

ついで、概ね次のような意見の開陳があった。

- 今後は定性的ではなく、定量的な裏付けをもって主張すべきであろう。
 - 各自がおのおのの地区の国会議員と話し合う必要があるのではないか。
 - 国立大学協会が入試問題ばかり議論しているというようにみられている。今後はこのような問題にもっと時間をさくべきである。
 - 我が国と欧米の大学ではカバーする研究分野の広さが違うので、統計データの取り扱いについては特に注意すべきである。
 - 企業から大学へ研究資金の投入があった場合、税制措置において問題点があるので、そのことも考えていく必要がある。
 - 私立大学は陳情等を行っているが、国立大学は設置者が国であり文部省が代表して財政当局と折衝しているのが実情であり、国立大学の代表らしい対応とは何かということ、慎重に考えていただきたい。
- 大学自身の自己改革の努力がなければ説得性に欠けるので自己努力をおこたらないようにすべきである。
 - 予算の乏しさにも拘らず、日本の学問水準が進んでいるのは人材によることが大きいと考える。この人材の待遇問題についても考えていくべきである。

以上の後、前川副会長より、今後は入試ばかりではなく、このような問題についても世論が動くよう全員一丸となって努力していきたい旨の発言があり、更に会長から次のような発言があった。

今後この問題については、まず会長、両副会長及び何人かの方と方策を考え、理事会、総会でご議論たまわりたい。またこの件についても、ご意見をお寄せいただければ反映させるべく努力したいと考えているので是非お送りいただきたい。なお、場合によっては各地区の懇談会にお伺いすることもありうるので、日程等をお知らせいただければ幸いである。

4. 退任予定学長に対する謝辞

会長から、次回総会までに任期満了により退任される次の8名の学長に対し、今日までの国立大学協会への協力に対して謝辞が述べられ、総会を終了した。

- 川井 健学長（一橋大学）
- 遠藤 尚学長（宮崎大学）
- 林 正道学長（北見工業大学）
- 本多 波雄学長（豊橋技術科学大学）
- 桧 學学長（島根医科大学）
- 栗屋 和彦学長（山口大学）
- 安永武一郎学長（福岡教育大学）
- 東江 康治学長（琉球大学）

第52回事務連絡会議

日時 平成元年11月17日(金) 10:00~14:40

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 川村学術国際局長, 岡林生涯学習局生涯学習振興課長, 鳴野高等教育局医学教育課大学病院指導室長, 工藤文化庁著作権課長

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から概ね次のような挨拶があった。

今総会の状況については、後刻平間事務局長から報告があると思うが、一言ご挨拶申し上げます。

わが国は、明治以来百年にわたって先進諸国の文明の吸収に努め、それが今日の繁栄をもたらす結果となったが、国立大学がその原動力となったことは間違いのないところである。さて、次の段階の第2期に入り、21世紀に向って、如何にして世界のリーダーシップをとり文化の創造を担う大学をつくっていくかということがこれからの国立大学の重要な課題であり、その責任は重い。

一方、近年、高等教育に対する国の財政支出が抑制され、国立大学の教育研究環境が厳しい状況に置かれていることに対し各大学とも危機感をもっている。今総会では、こうした現状を克服し、教育研究条件の抜本的改善を図るには単に「要望書」を提出するに留まらず、さまざまな機会を捉えて社会に理解を求める行動を起こしていく必要がある、との認識で一致した。

次に、入試関係では、主として2つの問題について討議した。

一つは、大学入試センター所長から国大協に意見が求められた「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場

合の対応」についてである。これについては、各大学長宛のアンケートの結果及び入試改善特別委員会ならびに第2常置委員会の審議結果を踏まえ、国大協としての意見を取りまとめて回答した。

その趣旨は、素点を調整しないことを基本とし、万一、調整を実施する場合は、大学入試センターの責任で判断・決定されたい、ということにある。

もう一つは、平成3年度各国立大学の第2次試験実施方式・日程についてである。これについては、各大学に照会した結果を取りまとめ、総会に報告したうえ記者会見して公表した。なお、まだ一部未定の大学に対し、受験生に配慮してできるかぎり12月中に決定していただきたい旨ご依頼した。

なお、前回の事務連絡会議の折にも述べたが、入試問題は大事な問題には違いないが、入学後の大学教育によってよりよい人材を社会に送り出すことが、大学に課せられた最も重要な任務である。今後はこの問題に積極的に取り組んでいく考えであるが、そのためにも、先程述べたように、教育環境条件の改善ということに努力しなければならない、と考えている。

いずれにしても、大学運営は事務局長をはじめ事務局各位のお力添えなしには不可能であり、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局

次長より配付資料の説明および会議日程の説明があった。

ついて、平間事務局長より次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第85回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

(1) 要望書の提出について

1) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」

去る6月の第84回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院及び文部省に提出した。

2) 「学生に対する国民年金の適用について(要望)」

学生に対する国民年金の適用に関する臨時国会での審議を控え、緊急に要望書の提出が必要と判断されたため、書面をもって理事会の了承を得て「学生に対する国民年金の適用について(要望)」を厚生省及び文部省に提出した。

3) 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」

去る6月の第84回総会においてその取扱いを会長に一任された「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」について、8月の人事院勧告後の動向をみて要望書を作成し、これを大蔵省、総務庁及び文部省に提出した。

(2) 「高等教育フォーラム」の後援について
高等教育フォーラム日本委員会から本協会に対し、9月19日同フォーラム開催に際し後援の依頼があり、その後援について書面で理事会の

了承を得た。

(3) 大学審議会大学教育部会におけるヒアリングについて

大学審議会大学教育部会から本協会に対し、同部会が取りまとめた「審議の概要」についてのヒアリングを求められたので、第1常置委員会の西島、関両委員、及び教養課程に関する特別委員会の久佐委員長が10月16日、同部会に出席し、意見陳述した。

(4) 日教組大学部との会談について

日教組大学部からの申入れにより、去る6月28日および10月17日の2度にわたり、技術職員問題等について懇談した。

2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について、別紙配付資料をもとに次のように説明があった。

(1) 常置委員会教員委員の選任について

別紙「資料9」のとおり去る10月30日開催の理事会において決定された旨報告があった。

(2) 各委員会委員長の報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長より報告があった。それらの報告事項は次のようである。なお、第2常置委員会および入試改善特別委員会の担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」と別議題として取扱われ、総会第1日目の午後、協議が行われた。

1) 第1常置委員会

前総会から引きつづき検討課題とした“陽の当たらない”研究分野をさらに広く国立大学全体の見直しに発展させて検討することとした。

2) 第3常置委員会

①平成2年度就職協定問題、②保健管理セン

ターに関するアンケート調査結果の取扱い、③学生の国民年金加入の問題、等を検討した。

3) 第4常置委員会

教室系技術職員に関するアンケート調査結果の取りまとめ作業を行ったほか、人事院勧告の取扱いに関する要望書を作成した。

4) 第5常置委員会

留学生受入れに関する問題点を整理して検討した。また、平成元年度外国大学長の招致事業としてポーランド国の大学長を招致することとし、その具体的な日程等を検討した。

5) 第6常置委員会

「大学の財政基盤に関する基礎的研究」を科研究費をもって推進することとし、研究分担者の構成等を検討した。

6) 学術情報特別委員会

複写権に関する問題を討議し、今後の対応を協議した。

7) 医学教育に関する特別委員会

国立大学医学部附属病院における卒後臨床研修問題を検討した。

8) 教養課程に関する特別委員会

「教養課程の改革」に対し寄せられた諸意見への対応について協議した。なお、各大学における一般教育改善の実情を調査することとした。

9) 教員養成制度特別委員会

「大学における教員養成に関する調査」の集計結果の一部を第一次報告としてまとめた。

(3) 各地区国立大学長会議の状況報告について

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議の模様について、各地区世話大学長よりそれぞれ報告があった。

(4) 入試問題について

初めに、前川第2常置委員会委員長より、①身体に障害のある入学志願者との事前協議について、②平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項について、③平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について、④私費外国人留学生に対する入学者選抜等に関する実情調査の実施について、⑤中国引揚者等子女に対する大学入学資格の付与について、⑥「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について説明があった。

次に、熊谷入試改善特別委員会委員長より、平成3年度入学者選抜について次のような報告があった。

平成3年度の入学者選抜については、平成2年度に引き続き「併存制」で実施するという基本方針のもとに「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」の原案をまとめるとともに、これを各大学長に送付して意見を求めた。その結果寄せられた意見等を参考に一部修正を加えて最終案を作成し、総会に提案することとした。

以上の説明があったのち、会長から、「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領・実施細目・申し合わせ事項」(案)についてご承認願いたい旨諮られた結果、異議なくこれが承認された。

次に、会長から、「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応に関する検討経過等について次のような報告があった。

去る10月16日付で有江大学入試センター所長から国大協に「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の

対応」について意見が求められたので、入試改善特別委員会及び第2常置委員会にその検討を依頼するとともに、各大学にも意見照会を行い、両委員会の審議結果ならびに各大学から寄せられた意見を踏まえ、別紙のように国大協としての意見案を作成した。

ついで、同案について審議が行われた結果、若干文言の修正を行ったうえこれが了承され、11月16日付をもって大学入試センター所長宛回答することとした。

以上で総会第1日目の議事を終了した。

(5) 国立大学の当面の問題について

総会第2日目の午前中、国立大学の当面の問題について、主として、大学審議会大学教育部の報告「審議の概要」に対する対応について、及び国立大学の研究教育条件の抜本的改善方策について種々意見交換が行われた。

以上で総会の議事を終了し、午後1時30分から4時まで文部省関係者を交えての学長懇談会が開催された。

学長懇談会では、初めに石橋文部大臣の挨拶があり、つづいて坂元高等教育局長より、高等教育局所掌事項に関し、大学審議会の審議状況、平成2年度概算要求、入試改革、医学教育、就職協定、学生の国民年金の強制適用、等について、また、川村学術国際局長より、学術国際局所掌事項に関し、研究者の養成確保、研究体制の整備、研究費の確保と研究設備の充実、留学生の指導援助等について説明があったのち、大学の当面する諸問題に関し、文部省関係官と種々意見交換が行われた。

以上で第85回総会の全日程を終え、ついで午後4時30分から会長、両副会長が出席して記者会見を行った。

以上をもって、平間事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

II 大学入試センター連絡事項

田保橋大学入試センター副所長より、次の事項について説明があった。

(1) 平成2年度大学入試センター試験の出願状況について

平成2年度大学入試センター試験の出願総数が確定し、最終的に430,542人となった。これは昨年度の共通第1次学力試験に比べて約3万5千人増えている。また、現役志願率は昨年の14.3%から0.7%上がって15.0%となった。

なお、出願数が首都圏等で当初の見込みを上回ったため、一部の地区について、試験場の追加設営をお願いしているが、よろしくご配慮下さるようお願い申し上げます。

(2) 平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について

平成元年8月11日付で文部省から、「大学入試センター試験実施大綱」が通知されたが、これが平成2年度と相違するのは、①試験実施期日が平成3年1月12日(土)、13日(日)と1日ずつ繰り上がったこと、②試験の教科・科目等の利用方法について、「国語」において特定の分野についてのみ利用を認めることとしたこと、である。

(3) 平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

文部省の実施大綱において、特定の分野についてのみ利用を認めることとした「国語」について、その特定の分野を「近代以降の文章、古典(古文、漢文)」とする旨明記した。

(4) 平成2年度大学入試センター試験の試験

問題等の輸送ならびに保管について

試験期日の関係で試験問題の輸送の日程を繰り上げ、短縮したのでご留意願いたい。

- (5) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについては、現在、国大協はじめ各団体にご意見を伺っているところであるが、そのご意見を踏まえて、「調査研究委員会」で報告書を作成し、これを部内の評議員会等に諮ったうえ大学入試センター試験協議会に付議し、最終的に決定する予定である。

- (6) 国立大学と高等学校との連絡について

去る10月30日、岡山大学のご協力を得て、岡山県内の各高校が参加して、試みに大学ガイダンスセミナーを開催した。幸い好評をいただいたので、明年度以降、各ブロックごとに大学ガイダンスセミナーを開催したいと考えているのでよろしく願います。

以上のほか、ハートシステムについて、「入学広報に関する実態調査報告書」（平成元年10月）について、「これからの大学入試」（平成元年9月）について説明があった。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のように説明があった。

川村学術国際局長

- 学術国際局関係当面の課題について

- (1) 研究者の養成確保について

日本学術振興会特別研究員制度の拡充；若手研究者の育成を図って日本学術振興会特別研究員制度が昭和60年度に始まり、漸次枠を拡げてきたが、これを平成2年度に1,000人体制にする予定である。

外国人研究者の招致；外国人研究者の招致については、外国人教員任用法に基づく正規の教官として国立大学へ受入れる途が開かれているほか、幾つか招致の道があり、日本学術振興会の外国人特別研究員制度による招致もその一つである。この枠は増していきたいと考えている。

なお、特別研究員及び外国人特別研究員の選考について、大学側の希望を入れる余地をつかってほしいとの意見があるが、種々の問題点も考えられ、この件は今後の検討課題である。

- (2) 研究体制の整備について

大学共同利用機関の在り方；大学共同利用機関のいわゆるビッグサイエンスが他の基礎科学研究費を圧迫しているのではないか、この予算を別枠にするとか、他省庁との共管にしようか、といった意見を聞くことがあるが、大学共同利用機関は、学問の必要性から、大型の施設設備を共同利用し研究を有効かつ能率的に行う目的で、大学と一体のものとして構想設置されているものであり、それを単純な研究経費の比較だけの短絡的発想で論じられるべきでないとする。大学における研究は、学術審議会の答申にあるように、①学問の全分野にわたる基盤形成、②研究者の自主性の尊重、③研究と教育の一体的推進、ということにその特色があり、一方、他省庁が所管する研究は、それぞれの行政目的に沿ったテーマの研究が行われており、両者の研究の性格は明白に異なるものである。大学における研究の本質を踏まえ、研究が応用技術の段階に達したところで、始めてこれを他省庁の行政目的に基づく研究に移すということはあり得るにしても、単に膨大な経費がかかるから他へ移すという議論にはならないと思う。

- (3) 研究費の確保と研究設備の充実について
基盤的研究費の確保；平成2年度概算要求

で、前年度に比べて教官当積算校費を1%、教育研究特別経費を7.1%、科研費を6.5%、それぞれ増額要求しているが、基盤的研究費については今後、教官当校費と科研費とのバランスをどうとっていくかが問題であると考える。

外部資金の導入の問題：科学技術振興調整費、奨学寄附金等、他省庁あるいは民間からの研究費が徐々にふえてきて、現在その総額は科研費の額と匹敵するまでになった。研究費の財源が多様化することは好ましいことではあるが、同じ研究費であっても外部資金、特に科学技術振興調整費の場合は科研費とは性格が異なるので、その基本を十分踏まえたうえで慎重に対応していただきたい。

基盤的研究設備の充実：基盤的研究設備については、研究基盤設備費と先導的研究設備費の2本の柱があるが、平成2年度概算要求で、両者合わせて178億円、対前年度比10%増額を要求した。今後一層基盤的研究設備の充実を図っていきたいと考える。

(4) 留学生の指導援助について

留学生センターの充実：教育指導、生活上の相談、日本語の問題等を含めて留学生の窓口となる留学生教育センターの設置をすすめていくが、当面、留学生を200人以上受け入れている大学で設置希望のあるところから順次整備していきたい。

日本語教育：留学生に対する日本語教育として、大使館推薦の国費留学生については、入学前の予備教育及び入学後の「日本語・日本事情」の授業科目などを有機的に組み合わせた教育を行い、また、私費留学生については、入試に日本語能力試験を課すなど、一応入学後の勉学に支障がない建前になっているが、実際には日本語の力が不十分なため入学後の勉学に問題のあ

る学生もみられる。今後日本語教育の充実に向けてその対応をご検討願いたい。

大学院レベルの留学生の指導体制：現在わが国の大学院に在籍する外国人留学生は大学院生全体の約12%の割合に達している。特に、工学系修士課程では、全体として留学生の方が日本人学生よりも多くなっていると言われて、施設等の問題点も指摘されているが、これについては、留学生問題としてでなく、大学院全体の整備の中で対応すべき問題であると考えている。

なお、大学院留学生の受入れに際して、始め研究生とし、試験後正規の留学生にするという方法は問題があるので、ご検討願いたい。

岡林生涯学習局生涯学習振興課長

○ 大学の社会への開放について

これまで大学が生涯学習機関として果たしてきた役割は数多くあるが、予算的には平成2年度に公開講座実施経費を700講座から1,000講座へ39%増、大学開放事業推進経費を270万から1,200万へ増額を要求しているほか、ビデオ学習センターの設置、地方公共団体等との協力促進を図っている。

なお、11月23日から開催する第1回生涯学習フェスティバル「まなびピア'89」には奮ってご参加願いたい。

鳴野医学教育課大学病院指導室長

○ 大学附属病院の運営について

大学病院の運営については、財政的に病院収入増の要請が強いが、国民医療費の抑制方針、さらに患者サービスの面でも定員増がのぞめない現状では中々難しい問題になっている。従って、よりよき病院運営を期するために、できるだけ優秀な人材を病院の職員に配置願いたい。

また、平成4年度から公務員にも週40時間勤務体制導入の方向にあり、それに向けて交替制勤務の部署の試行が来年4月から実施されようとしている。定員状況からみて困難なこととは思いますが、そういう状況にあるということをご認識願いたい。

工藤著作権課長

○ 著作権について

出版物のコピーについては、著作権法により、私的に使用する場合、もしくは図書館における一定条件のもとでの場合を除いて、著作権者の許諾を得ることになっている。大学では、研究者が研究のためコピーする業務利用もこれに該当し著作権が及ぶことになる。もともと、著作権者の権利を保護することは文化国家としてまたは国際社会の一員としての責務であり、すでに欧米先進国では、著作物のコピーについて一括集中処理するシステムが確立されているが、わが国でも、著作権審議会の提言を承け、著作

権者の権利を保護するため、著作物のコピーに関する権利行使を代理する集中処理機関として、「日本複写センター」が近く発足する予定である。これまでのところ、コピーの使用料については1枚2円程度が予定されており、また、著作権使用の契約の方法としては、個別許諾契約（1ページ当り単価×コピー枚数）と包括許諾契約（実額方式及び定額方式）のうちのいずれかの選択ということが考えられている。なお、わが国の年間コピー使用枚数は、昭和62年度の調査では、約160億枚であり、このうち、約5億枚が大学（学部・研究所）関係で、そのうち、出版物からのコピーは約2億1千万枚、図書館関係は約7千万枚、うち出版物からのコピーは約4千万枚となっているが、そのすべてが著作権使用料の対象というわけではない。

「日本複写センター」の発足後、関係者が各大学と協議に入ることになると思うのでよろしくお願ひしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第2 常置委員会

日 時 平成元年10月23日（月） 13：30～16：10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前川委員長

小林、福土、菅野、吉田、太田、青野、武田（代理：羽場学生部長）、巽、浅田、迎、松浦、志賀、早川各委員

松井、金子、猪岡各専門委員

（大学入試センター）田保橋副所長

（文部省）早田大学入試室長

前川委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 帰国子女の推薦入学について

このことについて、委員長より次のように述

べられ、了承された。

前回の委員会（9月25日開催）において、高等学校側からの要望にもとづき、わが国の年度途中に当る時期に高校を卒業する帰国子女の推薦入学の取扱いについて文部省の早田大学入試室長より文部省の考えを伺い、協議を行ったが、

ご承知のように現在、各大学・学部の帰国子女特別選抜についての対応は多様であり、推薦入学の取扱いに関し国大協として急いで結論を出さなくともよいのではないかとと思われるので、この件については今少し状況をみたらうえ改めて対応を検討することにいたしたい。

(2) 中国引揚者等子女に対する大学入学資格の付与について

このことについて委員長の要請で、文部省の早田大学入試室長より配付資料をもとに次のように説明があった。

外国で教育を受けた者に対するわが国の大学入学資格は、「外国の学校教育で12年の課程を修了した者」であることが原則であり、わが国の高等学校に相当する学校の課程の修了までに12年を要しない国において高等学校に相当する学校を卒業した者に対しては、文部大臣の指定する準備教育を行う課程を修了すれば、大学入学資格が認められている。現在、東京外国語大学外国語学部附属日本語学校、国際学友会日本語学校、関西国際学友会日本語学校及び赴日留学生予備学校がこの指定を受けているが、中国引揚者等子女の中には、学制の違いにより、わが国の高等学校に相当する課程を12年未満で修了している者がおり、これらの者にわが国の大学入学の途を開くため、厚生省が設置した中国帰国孤児定着センター（全国6カ所）及び中国帰国者自立研修センター（全国15カ所）における大学進学準備課程を大学入学に必要な準備教育を行う課程として新たに指定し、当該課程を修了した者に大学入学資格を認めることとした。（平成元年10月18日告示）

その内容は、中国帰国孤児定着促進センター及び中国帰国者自立研修センターにおいて、一

年間にわたり、日本語教育のほか、大学に入学するために必要な教科（英語、数学、理科及び社会）に係る教育を実施するものである。

2. 私費外国人留学生の入学者選抜について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回の委員会（9月25日開催）において、各大学における私費外国人留学生の入学者選抜の問題について協議した結果、取り敢えずこの問題に関する各大学・学部の実状、問題点等についてアンケート調査を行うことが了承されたので、これの原案を作成することにしたい。については、審議のためのたたき台の案を作成したので、これをもとに設問項目等についてご検討いただきたい。

以上のように述べられたのち、配付資料「私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査（依頼）」（案）について逐条的に検討が行われた。

その結果、一部文言修正を加えてこれを了承するとともに来る10月30日開催される理事会に諮ることとした。

3. 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについて、初めに委員長より次のように述べられた。

有江大学入試センター所長から10月16日付文書をもって有馬会長あてに、「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について、国大協としての意見が求められ、会長から本委員会と入試改善特別委員会にその検討の依頼があったので、本

委員会としても、検討することにした。については、まず、大学入試センターから、この問題の入試センター内部における検討の経緯等ついて説明を伺うことにしたい。

ついで、大学入試センターの田保橋副所長より、配付資料に基づき、「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応についての基本的な考え方、仮に得点調整を実施することとした場合の手続き、方式等について詳細にわたり説明があったほか、今後の検討の取りすめ方について説明があった。

以上の説明があったのち種々論議が交わされた。その主な意見は次のようである。

- 素点を調整しないことを基本とする。そのためには、大学入試センターは各教科・科目間に著しい得点差を生じないように、試験問題の作成段階で万全の努力を払うべきである。
- 試験問題自体は良問であるのに受験者側の準備が不適切で得点差を生ずることもあり得るので、得点差ということだけで作題者に不当に圧力が加えられることは好ましくない。
- 試験成績の結果は、作題者の予測と必ずしも一致するものではないので、各教科・科目間に著しい得点差が生ずることはあり得る。
- 各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合、得点調整を行うことは現実的対応である。
- 得点調整について、大学入試センターの検討案には、「背景等の各種の諸条件を総合的に判定して、得点調整の要否を決定する」と書かれているが、これは不明確である。外圧いわゆる世論などによって判定の結果が左右されるようなことは好ましくない。
- 得点差が生じた場合、それが受験者集団の

学力差によるものか、或いは試験問題の難易差によるものか、そのいずれであるかを明確に判定区分する方法はあるのか。

- 試験問題の難易差により著しい得点差が生じた場合、得点調整を行うことは止むを得ないと考えるが、平成元年度共通第1次学力試験での得点調整が予告なしに実施されたことに対し非難があったことに鑑み、著しい得点差の目安、調整の方式などの具体的方法を予め設定するとともに受験生に周知する必要がある。
- 得点調整をしないことが基本であるとすれば、調整の具体的方法などを検討する必要はない。一方、調整をするということであれば、得点差の大小にかかわらず実施すべきではないか。
- 得点調整は専門的なことであるので、全面的に大学入試センターに任せる方がよい。
- 得点調整を行うことを予め予告した場合、その実施の要否の判定が出るまでの間、受験生に迷いや不安感を与えることになるが、それでよいか。
- 得点調整について、大学入試センターの検討案に示された、回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」を採用した場合、試験問題が易しければ当然素点が減点調整されることになろうが、それには反対が多いのではないか。

以上のような意見交換と協議が行われた結果、この件については、本委員会として意見を特に一つに取りまとめることはしないで、各委員から出された諸意見を並列的な形で委員長から会長へ報告することとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2常置委員会

日時 平成元年12月11日(月) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 前川委員長

小林, 福士, 菅野, 久佐, 吉田, 末松, 太田, 青野, 武田, 巽, 出口, 田中,
坂田, 浅田, 迎, 松浦, 志賀, 早川各委員
松井, 猪岡各専門委員
(大学入試センター) 田保橋副所長

前川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員に就任された末松東京工業大学長および坂田岡山大学教育学部教授の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長より次のような報告があった。

(1) 「大学審議会大学入試に関する専門委員会」について

去る11月6日, 大学審議会の「大学入試に関する専門委員会」の第1回目の会議が開催された。同専門委員会は, 大学入試のあり方について中・長期的に検討するため設置されたものであり, 橋高東京理科大学理事長を主査に国・公・私立大学及び高等学校の関係者並びに学識経験者で構成され, 私も委員の一人として参加している。当日は, 入試に関する自由討議が行われた。

(2) 国立大学入試問題連絡協議委員会について

去る11月13日, 国公立大学入試問題連絡協議委員会を開催し, 国大協側から公大協側に, 「国立大学の平成3年度入学者選抜についての実施要領・実施細目・申し合わせ事項」(案)について説明し, また, 「大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合

の対応」について国大協の検討状況を説明し, 意見を交わした。

(3) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

この問題を検討するため大学入試センターに設置された「調査研究委員会」では, 各大学関係団体, 全国高等学校長協会, ならびに都道府県教育長協議会等に意見を聞き, それらの意見を踏まえて11月27日最終的に報告をとりまとめた。これについて, 11月29日開催された大学入試センター試験協議会で審議の上決定された。

(4) 私費外国人留学生の入学者選抜についての調査について

前回10月23日開催の本委員会においてとりまとめた「国立大学・学部への私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査」(案)について, 去る10月30日開催された理事会及び11月15日の総会に提出し了承を得たが, 若干の修正意見があったので, これを踏まえて同案を一部修正のうえ, 去る11月27日付で各大学長宛送付した。

(5) 大学入試センターからの報告

田保橋大学入試センター副所長より, 大学入試センター試験に関連して以下の事項について報告ならびに説明があった。

1) 公立大学における平成2年度及び平成3年度入試について

去る12月6日開催の公立大学協会入試制度委員会・教育制度検討特別委員会の合同会議において①「平成3年度大学入学者選抜実施要領・実施細目」について、国立大学のそれに公立大学独自の試験日程（「C試験日程」）を加えて決定し、また、「第2次試験実施上の申し合わせ」については、国立大学のそれを準用する、②各公立大学の平成3年度第2次試験の実施方式・実施日程について平成2年1月末までに報告し、これを取りまとめて公表する、③大学入試センターの実施に伴う従来の「第2次試験」の表記について、「個別学力検査」とするか、従来同様「第2次試験」とするかは、各大学の判断に委ねる、④「平成2年度追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について、国立大学に準じて取扱う、こととした。

なお、今後とも国大協の「実施要領」案が固まった段階で国公立大学入試問題連絡協議委員会を開催し意見交換するよう取り計らうこととした。

2) 平成2年度大学入試センター試験出願状況について

このほど、平成2年度大学入試センター試験の出願者数が確定した。出願総数は430,542人で、これは昨年より350,340人、8.9%の増加となり入学定員に対する志願倍率は3.9倍（昨年3.6倍）となった。出願資格別では、卒業見込者が265,125人に対し既卒者は162,663人で、その対前年度比は率でそれぞれ9.2%、8.3%増加したが、両者それぞれの出願総数に対する割合は前年度と殆ど変わらない。また、ここ数年漸増している大検合格者は2,400人

であった。なお、受験に際し特別の措置をとる身体に障害を有する志願者は218人である。なお、現役の出願率については、これまで漸減傾向にあったが、昨年度に比べて0.7%上昇し、15.0%となり、持ち直した。

このように、大学入試センター試験に対する志願者が増加した要因としては、①高等学校卒業見込者が前年度比約6万5千人ふえていること、②大学入試センター試験の参加大学が国・公立大学に加え私立大学にまで拡大されたこと、③試験教科目数等の減少等、各大学の試験の多様化がすすんでいること、等が考えられる。

なお、出願数が当初の見込みを上回ったため、地区によっては試験場の追加設営等について別途ご迷惑をおかけするので、ご配慮下さるようお願い申し上げます。

3) 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについては、さきほど委員長からご説明があったとおり、大学入試センター試験協議会において、大学入試センターの「調査研究委員会」報告の対応（案）が承認決定されたが、その内容は、基本的には得点調整しないとした上で、①得点調整の実施の基準について、当面は、選択幅の広い、〈社会〉及び〈理科〉の科目間において試験問題の難易差に基づくと判定される極端な得点差（30点程度を目安とする）が生じた場合としたこと、②実施の手続きについて、大学入試センターは得点調整の要否について、単に理論的な数値によるばかりでなくその背景の条件や受験者の心理等を考慮するなどの配慮も含めて、総合的に判定できる適切な組織（大学関係者、

学識経験者等で構成する)の意見を聴いたうえで決定することとしたこと、③万一、得点調整を実施せざるを得ない場合に備えて、実施の基準、実施の手続等について試験実施前の適切な時期に発表し、受験者等に周知することとした、等である。なお、③については、すでに、受験票に同封する「受験者心得」に追加措置を講じている。

以上のような説明があったほか、全国の国公私立大学を対象に、大学の入学広報に関する組織や活動状況の実態調査をまとめた「入学広報に関する実態調査報告書」(平成元年10月)、大学ガイダンスセミナーの実施、ハートシステム(大学進学情報等)の改善、等について説明があった。

2. 平成3年度第2次試験実施に係る協議事項について

このことについて、委員長より次のように説明があった。

平成3年度の第2次試験実施日程においては、連続方式「B日程」の試験開始日は「3月5日以降(特例3月4日)」となっているが、静岡大学より、「B日程」で試験実施を予定する同大学の試験開始日について、学外の試験場確保等の理由で、日曜日に当る3月3日に繰り上げたい旨書面をもって協議があった。従来、「第2次試験実施上の申し合わせ事項」の(7)に基づいて各大学の第2次試験の試験実施期日について大学から協議の申出があった場合、受験生及び他大学に影響を及ぼすことになると判断されないか

ぎり、申出を認めてきた経緯があるが、この取扱いについてお諮りしたい。

以上のような説明があったのち、これの取扱いについて協議が行われた。

その結果、平成3年度については、受験生の複数受験及び他大学の入試の実施に影響を及ぼすことにならないと判断されるので、同大学の意向を尊重し、申出を了承することとした。

3. 委員長の交代について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

去る10月30日に開催された理事会において、田中前副会長の後任として私が選任されたが、副会長は常置委員会委員にはならない申し合わせになっているため、私に代る委員長を選任していただきたい。

以上のように述べられたのち、協議が行われた結果、末松東京工業大学長が委員長に選出された。

以上の議事のほか、共通第1次学力試験の実施に関して申し合わされた事項の大学入試センター試験における取扱いについて意見交換があった。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長より、来年1月26日付任期満了をもって学長(大分大学)を退任される志賀委員に対する謝辞、及び委員長辞任の挨拶があり、閉会した。

第4常置委員会

日時 平成元年10月17日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部, 谷本, 林(正), 阿南, 阪上, 津田, 小出, 大谷, 山崎, 上原, 小野,
林(眞), 俵, 楠田, 井形各委員

小島, 熊沢, 中條, 日下各専門委員

(文部省) 磯野人事課給与班主査

野村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任された谷本北海道教育大学長および本日出席の文部省人事課磯野給与班主査の紹介があった。

〔議事〕

1. 要望書の提出について

(1) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」は、6月29日、田中副会長、阪上委員、平間事務局長と私が同道のうえ、人事院総裁、文部大臣ならびに各関係担当官へ提出し、その主旨の実現方について要望した。

(2) 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」は、6月の理事会、総会で作成およびその取扱いが会長と第4常置委員長に一任されたので、9月12日の小委員会ですとまとめた原案を、委員各位に文書により協議し、その了承を得たうえ会長の了承の下に、阪上委員、平間事務局長と私が10月5日、大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣ならびに各関係担当官へ提出した。なお、今回の要望書には調整手当の見直しについて慎重な配慮を願いたい旨をつけ加えた。

2. 教室系技術職員に関するアンケート結果の取扱いについて

初めに、委員長から次のように述べられた。

各大学から回答のあったアンケートについて、9月24日、9月25日の両日専門委員の作業グループで集計し、さらに10月9日の小委員会で現時点での取りまとめを行ったが、本日は、そのとりまとめを分担した各専門委員から中間報告を願ったうえで今後のアンケートの取扱いについて協議したい。

ついで、アンケートI(組織化について)については、中條専門委員から、アンケートII(研修Iについて)については、熊沢専門委員から、アンケートIII(将来にわたって)については、小島専門委員から、それぞれ概括的な報告があった。

以上の説明ののち、委員長から次のように述べられた。

さきに国大協から各大学に組織化のモデル案を示し、各大学で自由に組織化するに当たっての参考に供した。ところが大学によってはいろいろな困難な問題があって組織化に苦慮しているところもあるということであり、今回のアンケートによって得た各大学の組織化の現状をこれらの大学にお知らせし何らかの役に立てたいというのがアンケートの主旨である。従って、早急に取りまとめて各大学にフィードバックすることは当然であると考えるが、膨大なアンケート回答をまとめる作業に手間取り、今秋の理事

会、総会には間に合いそうもない。

本日は、このまとめ方とともに、今後の取扱いについてもご意見を伺いたい。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

- 組織化が進み概算要求の段階にある大学や、まだ進んでいない大学などいろいろあるようなので、結果的には各大学の段階的な組織化になる可能性があるのではないか。
- 国大協は既にモデル案を示しているが、更に組織化のガイドライン的なものを示してもらおうと参考になると考える。
- 第4常置委員会の任務は、モデル案を示すところまでではなかろうか。
- 中小規模大学や学部等でまだ組織化のできないその理由を知りたい。さきに示したモデル案で組織化の先行しているところはよいが、まだモデル案の検討までいかないところもあるようなので、今回のアンケート集計報告で作業完了ということではなく、アフタケア的なことが第4常置としても必要ではなかろうか。

うか。

- 小規模のところは研修のノウハウも持っていない、上位定数もままにならないほどすべての点において不利であるようにみえる。
- 研修のノウハウ的な例示も示す必要がある。
- 小規模のところは職能以まとめる方向で考えてはどうか。

以上のような意見の交換があり審議の結果、まとめの最終報告は次の理事会、総会には提出せず、中間的報告を提出することが了承された。

3. 次期教員委員の候補について

委員長から、教員委員の任期がきているので次期委員の候補者の選考を願いたい旨述べられ、協議の結果、南部悟委員、大谷毅委員の再任を了承し、西原道雄委員の後任は委員長に一任した。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成元年10月9日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

鈴木、大谷、浜田、原、角田、佐藤、嶋田、山田、後藤、金築、今堀、安藤、土山、東江各委員

栗岡、平川各専門委員

(文部省) 小口教育文化交流室長、鈴木専門職員

太田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長により、新たに委員に就任された原卓也東京外国語大学長、後藤^{しげる} 柵 奈良教育大学長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長より次のように諮られ承認された。

これまで東京外国語大学の長谷川事務局長に

専門委員を委嘱していたが転任されたので、その後任の補充とともに専門委員を補強するため、千葉大学の栗岡勝彦事務局長と名古屋工業大学の平川忠男事務局長に専門委員を委嘱したい。ご承認いただければ、本日の委員会から両名に出席いただきたい。

(両専門委員出席)

2. 平成元年度外国大学長招致について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

本年度の外国大学長招致候補国をアルゼンチンとポーランドのいずれかと決定したが、前回委員会では報告したとおり、アルゼンチンは政情不安のためポーランドに絞って折衝が進められている。現在までの状況を小口教育文化交流室長に説明をお願いしたい。

続いて、同室長より配付資料「ポーランド国立大学長招致について」に基づき、ポーランド国側の推薦大学長、来日希望時期等の説明があった。なお、ポーランド国の推薦大学長は次の3名である。

ウッジェ科大学長：チェスワフ・ストルミウ
ウオ教授

ワルシャワ工科大学長：マレック・ロマン教
授

アダムミツケヴィッチ大学長：ボグダン・モ
ルチニエツ教
授

これに関し若干意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

現在、11月28日～12月7日にわたり大学学長団一行を招致したい旨ポーランド国側に打診中で、先方からの回答を待っているところであるが、今後先方からの回答があり次第、招致大学

長の訪問希望等を勧案し、また文部省とも協議した上で「招致日程案」を作成し、文書をもって本委員会各位のご了解を得て、当事業計画を進めてゆきたいと考える。

3. 留学生問題に関するアンケートの結果について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

前回の委員会の決定に基づき、当委員会所属の学長に対し留学生に関する諸問題についてアンケートを実施した結果、全員よりご回答をいただいた。これについてアンケートのまとめに当たった佐藤委員より説明いただきたい。

続いて、佐藤委員より配付資料「留学生問題に関するアンケート」に基づき詳細な説明があった。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

- 留学生は日本語の習得のみでなく、その文化、習慣等にも触れたい気持があり、日本人との混住形式による留学生会館での居住を希望している。実際、混住によって留学生の日本語上達の効果も認められる。
- 国際交流会館は徐々に建設されつつあるが、それだけでは足りないので、学生寮に留学生を入居させるという方法もある。
- 留学生会館は学生寮に比べ、1人当りの面積や建築費が異なり施設設備が良く、留学生も会館への入居を望んでいる。しかし最近も余りにも格差が大きいので、今後は施設設備面でそう格差のない宿舎を建設することが検討されているということであり、日本人との混住の促進が期待される。

- 財政状況が厳しく、新設大学の学生寮建設や老朽化して危険となった学生寮の建替えが優先され、それ以外の学生寮の改築・新築は非常に困難であった。今後、学生寮も含め混住形式の留学生の入居できる宿舍の増設が必要である。
- 日本への国費留学生に支給される奨学金と外国政府の派遣で留学した者の奨学金とは相当な差があると聞く。日本への国費留学生の奨学金の額を減らして枠の拡大を図ったらどうか。
- 日本の国費留学生に対する奨学金は大学院は約17万円、学部は約13万円で、単純に比較すると高額のように思えるが、物価や留学先の生活環境、福利厚生施設等を総合的に比較すると必ずしも高額とは言えないのではなからうか。
- 勉学に励むことができるように条件を整えることが肝心で、額を下げて枠の拡大を図ることには問題がある。
- 少額の奨学金しか受給していない中国政府派遣留学生や私費留学生に対しては、生活費の負担を軽減するためにも、民間企業の宿舍の借用等支援体制に働きかけることが必要である。
- 「(1)日本語教育について」で、「留学を希望する者は自国で TOEFL のような一定の日本語能力試験を受け、パスすることを条件にする」とあるが、仮にそれが実現したとしても、成績を一定の線で切るのではなく、受け入れは各大学の判断に任せるべきである。
- 日本語学校としては、国費留学生の日本語教育については努力しているが、留学生の日本語能力には相当なバラツキがあり、試験を行った上で能力別にクラスを分けて教育を行っている。ただ留学生の中には進学先や指導教官が決まっており、特に日本語が十分でなくとも英語で教育研究が可能ということで日本語の勉強を疎かにしている者もいると聞く。少しでも各大学の要望に応えたいと考えているが、現状は半年とか1年の一定の期間が終了すると、日本語能力に欠けるところがあっても出ていく。
- 中国における日本語等の教育は就学年数の差を埋める目的もあり、現地に日本人教師を派遣し、1年間の制度化した教育を実施した上で中国政府派遣留学生として受入れている。またマレーシアも同様にマラヤ大学に日本語教育機関を設置し、2年間の教育を受けた後、政府派遣留学生として来日している。このように制度化された教育機関を各国に設置すれば、優れた日本語教育が可能となるであろう。
- 日本語教員の養成のために日本語学科が設置され、その卒業生は国内・国外を問わず日本語教育に従事することが重要な役割とされ、海外でその仕事に就いている者も相当数いるが、まだその割合は低い。今後は留学生はもとより技術者の日本研修の増加が予想されるので、外務省との協力の下、海外に正式な日本語の教育機関を設置すると共に、日本語学科の卒業生もどんどん海外で日本語教育に従事し、海外における日本語教育の充実を図ることが望まれる。
- 留学生の受入れ体制に関してだが、大学の窓口を一本化して留学生の日本語教官や世話をを行うという主旨で、3大学にセンターを設置する計画がある。これらのセンターは配置する教官に既に配置されている日本語・日本事情担当の教官を取り込み効果的かつ適切な

教育等にあたることになっている。

- 昨年、学内措置で建物を改築し、また教官は併任の形だが事務官もやりくりして配置し外国人留学生指導センターを発足させた。ただ今話のように、独立した機関として固有の組織が設置されれば、より一層効率的な業務遂行が可能となるので、他大学にも正式な形でセンターが設置されることを望む。
- 私のところでもセンター設置の検討を開始しているが、センターに配置する教官には、自分の学問専攻の研究の問題もあり、長期間にわたってセンターに配置するわけにはいかない。現在、教官の処遇をいかにするか、検討中であるが、この点が一番の問題と考える。
- 留学生の数の割には担当職員が少なく増員を要望しているが、なかなか実現するに至らない。

概ね以上のような意見交換があった後、委員長より次のように述べられ、了承された。

留学生に関する諸問題については、未だ協議いただきたい事項も残っているが、時間の関係

もあり、次回以降継続して審議することとした。

4. その他

委員長より教員委員委嘱の件に関し、次のような提案があり、了承された。

来る10月30日に開催される理事会で教員委員の選任が行われるが、山澤逸平教授（一橋大学経済学部）、稲垣良典教授（九州大学文学部）を候補者としていたいと考える。また大阪大学の馬場伸也教授には引き続き委員の就任を依頼しご了解を得ていたところ、10月6日に急逝されたので、その後任については早急に大阪大学より推薦いただきたいと考えている。

なお、一橋大学の佐藤毅委員には今期をもって教員委員を辞任されることとなった。長年にわたるご尽力に対しお礼を申し上げる。

その他、(財)日本国際教育協会主催の海外での日本留学フェア開催の報告及び「第39回国立大学工学部長会議・総会」からの要望書の紹介があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日 時 平成元年10月16日（月） 13：30～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井形委員長

前川、吉田、加納、高安、佐野、松浦各委員

中川、柿本各専門委員

（文部省）小林医学教育課長

井形委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、委員長就任の挨拶と、本日出席の文部省の小林医学教育課長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

初めに委員長の要請で、文部省の小林課長から、前委員会以降の医学教育関係の動向につい

て配付資料に基づき概ね次のような報告があった。

① 「医科大学（医学部）学生定員の削減措置について（依頼）」（配付資料）は、本年8月8日付で厚生省健康政策局長から文部省高等教育局長宛に出された依頼書である。文部省は医学部学生定員の10%減を目途に努力してきたがまだ目標には至っていない。しかし、来年度概算要求の入学定員の改訂がすべて認められると国立大学では削減目標を100%達成することになる。

② 平成2年度医学教育関係の概算要求は配付資料の「一覧」のとおりであり、国立学校全体としては学生当及び教官当積算校費を各1%増としたほか、医学教育関係についても事項ごとにその整備・充実に努力した。

③ 大学病院問題懇談会のプロジェクトチームから「大学病院のあり方（中間報告）」が出されたが、その内容はまだ大学関係者の総意となっていないので、この取扱いは慎重にしたい。

④ 「大学審議会大学教育部会及び大学院部会における審議の概要について（部会から総会への報告）」（配付資料）は、本年7月に出されたものである。医学部、歯学部関係では、大学教育部会における医学進学課程問題の取扱いに注目するとともに、大学院部会における医（歯）学部6年制の場合の大学院入学資格を何年生から認めるかという今後の論議を見守りながら、大学審議会の方向性がある程度決まった段階で検討の機会を得たいと考えている。

⑤ 「臨床研修懇談会中間報告」（配付資料）は、日本医師会臨床研修懇談会から出されたものである。卒直後の臨床研修をアルバイト不要の研修だけに専念できる仕組みにしたいというあたりがポイントと思われる。

2. 卒後臨床研修のカリキュラムに関する中間報告案について

委員長から次のように述べられた。

本日配付した「大学病院における卒後臨床研修（中間報告）」は、予め各委員へ送ってお目通し願ったが、本日はこれについてご意見を伺い、今後の取扱いなどについて審議願いたいと考えている。

ついで、この中間報告案を起草された前川委員からその構成と各項目の概要について説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

- 中間報告ということは、最終報告を念頭においた報告ということか。
- この報告書案の内容を審議してまとめる段階でこの名称を検討することにした。
- 報告書案の改善を要することとして述べられている中で、「大学病院と関連病院が病院群を形成し」とあるが、従来の状態のまま固定するとうまく展開するとは考えられないので、卒後臨床研修に適した複数の大学病院と複数の関連病院を対応させるなど全国的視野のもとで見直す必要があるものとする。
- また、「大学病院と関連病院とで研修のできる定員を決める」とあるが、このことは本委員会でもまだ十分討議していないので、結論とするのは疑問がある。
- 「研修目標の達成度を定期的に検査すべきである」とあるが、初期研修のところで急に評価方法をもち込むことは可能かどうか。
- 厚生省関係者の卒後臨床研修目標は「卒直後臨床研修の到達目標として採用すべきである」とあるが、本委員会ではまだそのような

はっきりした結論が出ていないように思う。
せいぜい到達目標の目安となろう、という程度ではないか。

- 家庭医の制度ついて国大協として意見を出すのはまだ適当ではないように思う。
- 臨床研修医の定員を問題にする場合は大学病院以外の研修病院の指導医スタッフの充実強化を問題にする必要があるのではないか。
- この報告書をアピールするためには、改善すべきことをはじめに掲げ、改めればどのようになるかなどのビジョンを示す必要があると思う。
- 研修医になったらどこで研修を受けようとその期間中は奨学金のような形で給与が受けられるような仕組みが望ましいと考える。研修医がいろいろな場で経験を積み勉学の幅を広げることができる。
- 要は関連病院に実地訓練を指導しうる指導医が十分いるかどうかということであり、現実にはかなり問題がある。
- 地域の特性や大学の個性によって研修医の受入れ体制が変わってもよいし、それぞれの大学の創意工夫によって対応すればよいと思うが、基本的には研修のカリキュラムについて改善する必要があると思う。
- 卒後臨床研修問題の一つの課題はプライマリケアにあるのではなかろうかと思うが、その意味では高度医療機関だけで研修することは問題がある。100床程度の病院や診療所などで研修することが医師にとって最も大事な経

験を積むことになる。

- 診る患者の数の問題でなく、如何に深くその患者を診察するかということがプライマリケアにとって大切なことである。
- 臨床教育の構築のやり直しの必要性が徐々にでてきているのではなかろうかと思う。
- 何れにしても臨床能力を評価する合理的な基準が必要である。
- 研修関連病院という表現にはいろいろなものがあり、例えば厚生省の指定病院や専門学会が指定している研修施設や各診療科が関連病院と称しているものもあるので、定義付けをして使い分けないと混乱するおそれがある。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日の審議経過を踏まえて、この中間報告案に対する意見を再度委員長の下に寄せていただき、それを整理したものを次回の委員会でもう一度審議してもらい、来春の総会を目指してまとめたい。

3. 委員の補充について

学長任期満了によって辞められた早野委員(岐阜大学長)の後任を東野修治弘前大学長に依頼することとした。

また、歯学系専門委員としては、暫く待機していただいた小椋秀亮東京医科歯科大学教授に再度依頼することとした。

大学院問題特別委員会

日時 平成元年10月18日(水) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

藤井, 前川, 関, 津田, 太田各委員

下沢, 宇賀治, 城倉各専門委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、新たに専門委員に就任した城倉岡山大学事務局長の紹介があった。

〔議事〕

1. 今後の検討課題について

委員長より、前回の委員会において大学院に関する諸般の問題について論議したが、その中でとり上げられた医学系大学院の在り方、あるいは教員養成系大学の博士課程設置、学位に関する問題のほか、大学審議会の答申「大学院制度の弾力化について」に基づいて省令の改正が行われたことに伴う各大学の対応などの諸問題について、どう取り組むかご意見があれば伺いたい旨述べられた。

ついで、前川委員から次のような意見が述べられた。

大学審議会の大学院部会では、医学、薬学系大学院問題は別途検討することになっており、まだ審議が進んでいない段階でもあり、さらに国大協には医学教育に関する特別委員会もあるので、医学系大学院の問題を現段階で優先的にとり上げていただくことはないように思う。

引続き、関委員から次のような意見が述べられた。

教員養成系博士課程の在り方については、関

係者の間で考え方の詰めを行っているところであるが、基本的には大学審議会答申にある大学院の弾力化の観点を踏まえて、多様な人材の育成を目指している。現在、教員養成系大学院は、修士のみであるが、最近、文部省でも博士課程設置に理解を示されているので、「教科教育学」が科学研究費の審査部門に設定されたこともベースの一つとして、今後教育学分野との関係も考慮しながら博士課程設置申請の方向付けができればと考えている。設置形態の問題等を含めて検討を進めることになるので、当委員会には、時期をみてご審議願いたいと思っている。

以上をうけて委員長より医学並びに教員養成系の大学院問題については、状況をみながら適切な時期を迎えた時点で改めて検討することにしてはどうか、が諮られ、了承された。

ついで、おおむね次のような意見交換が行われた。

○ 大学院に関する問題は、非常に多くある。たとえば、大学院設置基準の改正に伴う具体的な問題を整理し、文部省に改善を要望することも必要ではないか。また、既設の博士課程充実をどのように考えるか。さらに、外国人留学生は定員外のため留学生で占められる率の高い大学院研究科も多くなってきているが、これについての対応策の検討等の問題がある。

- 外国人留学生に関する問題では、予算上のこともさることながら、言語の問題も含めて、教官スタッフの負担が過重になっている。スタッフを増すためにも、留学生を定員の枠内にカウントすることはできないのか。
- 留学生を学生定員の中に入れると、日本人学生がその分減ることになるので枠外とし、特別に手当してきたと思う。しかし、留学生の増加状況によってはその負担との関係で定員に含めることが問題になるかも知れない。
- この委員会は、各大学大学院の活性化を図るのを目的として発足したもので、提言した事項はある程度施策に反映され一応の成果を取ってきたものと理解している。その後多様な形態をもった博士課程が設置されたが、現実に運営していく上で、教官、事務官の負担の面で問題が多く生じている。きめ細かいアフターケアが必要であり、そのために数値をあげ具体的な提案をすれば、かなり効果をあげるのではないかと思う。
- 大学院制度の弾力化によって各大学で取り扱いが違った場合、いろいろな問題が生ずると思う。
- それでも各大学の自由に任せる方がよいのではないか。
- 学位について、企業の中に学術博士を嫌うものがある。学術博士と専門博士の位置付けを明確にする必要がある。
- 『国立大学大学院の現状と今後の在り方(そ

の2)』で示した当委員会の見解の一部は大学審議会の答申にもとり入れられているが、7月に出された大学院部会における「審議の概要」についても、国立大学協会としての意見をまとめておく必要があるのではないかと。

概ね以上の意見があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

大学審議会大学院部会の「審議の概要」について、同部会から意見を求められることもあり得るので、これについて各委員のご意見を11月10日（金）までに委員長宛お寄せいただき、意見集約をしておきたい。

なお、今後の検討課題としては、多様化する大学院に共通した問題について審議し、その質的充実をいかにして図るか、当面時間をかけて論議していくことにしたい。

2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

委員3名の退任後補充せずに現在に至っているので、その補充を行いたい。選出にあたっては、本委員会の性格上、所属大学院の規模・形態、学長の専門分野等を勘案し、土山長崎大学長、阪上東京農工大学長、浅田愛媛大学長にお願いすることにはどうか。

以上協議の結果、了承された。

以上をもって、本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 平成元年10月20日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 久佐委員長

林, 竹内, 畑中, 上原, 粟屋, 高橋, 遠藤各委員

浅野, 堀, 坂井, 夏目, 植村, 立田各専門委員

久佐委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、新たに専門委員になった立田九州大学教授、植村香川大学教授、夏目神戸大学教授3名の紹介があった。

〔議事〕

1. 「教養課程の改革」に対する意見について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

本委員会が昨年11月に報告し公表した「教養課程の改革」に対して、直接又は間接的に人を介してご意見、ご批判が委員会宛にあった。幾つかを紹介すると、全国大学体育連合会、国立大学教養部長会議、国立大学一般教育担当部局協議会等の組織から意見書が出され、その中に「教養課程の改革」に対する部分があった。そのほかには、ある大学教官から当専門委員宛に英語教育に関しての意見も寄せられている。

このような反響の多かったことは、公表してそれなりに意義があったものと理解している。しかしながら全国大学体育連合会からの意見書は、反響の度合の深さからいって、何らかの対応が必要と考えられるので、機会を得て先方と会い、検討経過、真意等を説明して理解して頂くことにしたい。

2. 今後の検討課題について

初めに、委員長より次のように述べられた。

「教養課程の改革」に、一般教育の改善のた

めの参考例として東北大学、名古屋大学の実情を紹介したが、このほかにも改善に努力している大学もあり、その試みを紹介してほしいとの希望もあるので、改めて全国立大学にカリキュラムの検討状況等をアンケート調査し、その結果を整理して紹介してみてもどうかと考えている。このことは各大学で一般教育改善に対処する際の参考となるのではないかとと思われるので、ご了承が得られれば、今年中に全国立大学に調査協力をお願いして、締切りを明年4月上旬頃とし、集計、整理したうえで、できれば秋の国大協総会に報告したい。

ついで坂井専門委員より、この調査の趣旨について概略説明があった。

このことに関し、概ね次のような意見交換があった。

○ 一般教育の改革で、たとえば、総合科目やプレゼミ等について成果が認められたかどうか、が他大学にとっても大変参考になるので、調査に当たっては、改革の成果又は評価まで訊いてほしい。

○ 今回の調査対象を教養部又は一般教育担当部局とすると、教養課程の改革について同じ大学の専門学部が如何なる考えを持つかによって全学的立場から学長としての回答が大変難しい。大学全体で教養課程をどうするかという観点がないと調査は円滑に進まないと思う。

○ 現在の各大学の状況では、大学設置基準の

大綱化が実施された場合、検討材料が不十分と考えられるので、改革を考える大学に、他大学の実情の情報を提供したらよいのではないかと考えている。

学部側の意見を求めるのであれば、各大学の実情報告書を示して、それに対する意見を求めることになるのではないと思う。

- 大学審議会大学教育部会から意見を求められているが、これと混同しないか。
- 各大学内の諸事情を考慮し、意見を求めるいわゆるアンケート調査とせず、実情調査として資料を収集し、集まった資料を専門委員会では整理して要点を纏めるということにしてはどうか。

概ね以上の意見交換ののち、委員長より、調査は資料集作成のための実情調査とするが、詳しい調査内容については、11月27日開催の専門委員会でご指摘のあったご意見を踏まえて慎重に検討し、作成した原案を各委員に送り、ご了承を得てから実施に移すことにするので、それまでにもご意見があれば、委員長宛お寄せ願いたい旨述べられ、基本的に調査の実施が了承された。

3. 大学審議会大学教育部会の「審議の概要」について

初めに委員長から、去る10月16日、大学教育部会のヒアリングに出席し、大要次のような意見を述べた旨報告があった。

(1) 一般教育に対する評価

大学における一般教育については、なお改善すべきことは多くあるものの、一般教育をわが国の大学に導入した時点に比べて学問は更に深化し、学生の大量化も又進む状況の下で、一般教育の必要性は一層高まっていると見るべきで

あって、一般教育の理念とするものを大学教育から除くことは適切ではないと考える。

よく聞くことであるが、一般教育は「時として高校教育の繰り返しの中身を、大きな教室でただ一方的に聞かされる」講義であり、これが「大学に進んだ若い学生達の学ぼうとする意欲を失わせる」原因の一つとなるというものがある。一見繰り返しに見えても、一般教育に要求される「総合化の視点を与える」とか、「各分野の基礎に存在する法則や基本的考え方を追求する内容」という点で高校教育とは大きく異なる事をまず学生達に理解させねばならないし、この点特に教員達の強い自覚と意欲が求められ、これに応える学生達の意欲も不可欠の要件である。また一般教育の目標とするものは、かなり間接的なものであり、ある意味では大学教育を受けた者たちが、その生涯を通じて具現されるものとも言える。従ってその評価には長期的な視点が必要である。この点、かつて国立大学協会教養課程に関する特別委員会の行った卒業生に対するアンケート調査において、卒業後かなりの年月を経た卒業生が一般教育の必要性を主張していることを注目したいと思う。

(2) 「認置基準の大綱化」に係わる懸念

ここで言う大綱化の結果、各大学での自由な裁量のみ委ねられるとなると、社会の一部にみる根強い一般教育無用論、さらに大学内に遺憾ながら存在する専門対一般の力関係などから、一般教育の目的とするものが大学から消え去る危険性無しとしない。したがって、特に「大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み(審議の概要 第2頁、IIの2)」には、この点についての慎重な配慮が必要であるように思われる。

(3) 文部省内組織の整備

発足以来一般教育は様々な批判を受けつつも、それぞれの国立大学では一般教育を責任をもって実施する方策を模索し続け、さらにその組織の改変、整備なども含む様々の構想を練り、その実現に努力している。これらを補完する意味で、審議の概要（第5頁、Ⅲの3の③）に指摘する「文部省において講ずべき、改革を積極的に支援する措置」には、一般教育関係の事項を専門的に担当する組織を省内に設置することを含めることをご検討いただきたい。

いずれにせよ一般教育を担当する教員が確信をもって教室に臨めるような状況を作り出すことがなによりも必要であると考えます。

ついで、国大協又は本委員会としてこの「審議の概要」に対して意見を提出することが提案され、若干の意見交換ののち、了承された。原案は委員長のヒアリングの要旨を基に意見があれば委員長宛提出し、これを委員長がまとめ、理事会に諮ることとした。

4. その他

本年11月末日をもって学長任期満了により退任される遠藤委員（宮崎大学長）から挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

（第71回）入試改善特別委員会

日 時 平成元年10月24日（火） 13：30～16：40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

件、藤井、渡部、前川、天野、太田、永田、松井、元木、細川各委員
（大学入試センター）有江所長、田保橋副所長、諸橋管理部長
（文部省）早田大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長、田保橋副所長、諸橋管理部長及び文部省の早田大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 「大学入試センター試験」において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「去る10月16日付けをもって有江大学入試センター所長から有馬会長宛に、大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差

が生じた場合の対応について、国大協としての意見が求められた。これについて会長から本委員会と第2常置委員会とにその検討を依頼されたので、本日、この件を検討することとした次第である。なお、昨日開催された第2常置委員会でこの件について検討されたとのことであるので、その結果を前川委員（第2常置委員会委員長）からお伺いするが、その前に有江大学入試センター所長から今回の意見照会の主旨についてご説明をお願いしたい。」

ついで、有江大学入試センター所長から、大学入試センター試験において各教科・科目間に著しい得点差が生じた場合の対応に関して関係

団体の意見を照会するに至った経緯等について説明があったのち、田保橋副所長から、配付資料に基づき、①今後の進め方、②著しい得点差が生じた場合の対応の基本的な考え方、③仮に得点調整を実施することとした場合の手続き・方法等、の事項について説明があった。

以上の説明について、前川委員（第2常置委員会委員長）から第2常置委員会の検討結果について、次のような説明があった。

「昨日、第2常置委員会を開催し、この件について討議したが、そこで各委員から出された意見は配付資料に列記したとおりである。意見の大勢としては、基本的に素点を調整しないこととするが、教科・科目間に著しい得点差が生じた場合には得点調整を行うことは止むを得ず、その場合、調整方式等の具体的な措置については大学入試センターに任せる、ということであったと思う。」

以上の報告があったのち、概ね次のような質疑及び意見の交換があった。

- 「得点調整を行わないことを基本とし、大学入試センターは各教科・科目間に著しい得点差が生じないよう試験問題の作成段階で万全の努力を払うことが基本である。」としているが、努力の具体的な内容を聞きたい。
- 過去のデータ分析に立った点検を十分に行うとともに、科目間調整会議の回数を増やすなど作題のチェックシステムを強化している。また、正答率を推定する方法も検討中である。
- 前回、得点調整措置を講じることになった原因としては、①科目間の調整が十分でなかったこと、②高等学校教育の実情把握が不

分であったこと、③チェック委員会の機能が不十分であったこと、等が考えられる。これらの反省の上立って、必要な措置をとることにしている。

- 作題委員会の横の連絡を十分にとり、新傾向の問題を出す場合にはすべての科目に同程度出題するといったような工夫と配慮をすべきである。
- 大学入試センター試験は「高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定する」ことを主たる目的として「標準化」された試験であるのなら、科目間で平均点に得点差が生ずるのは問題である。従って、もし仮に得点調整をするのなら、得点差の多少にかかわらず全教科について常に得点調整を実施するのが筋である、という考え方もある。
- 大学入試センター試験は、共通第1次学力試験と違ってその試験問題作成については大学教官に限らなければならないという根拠は乏しい。科目間の難易度を調整するには、むしろ、高等学校教育の実情を熟知している高等学校教育関係者、例えば指導主事等を作題に参加させることも一案ではないか。
- 試験問題の作成に高等学校関係者の参加を求めるかどうかについては、今後の検討課題である。
- 仮に科目間に極端な得点差が生じても得点調整措置はとるべきではないと考える。極端な得点差の目安をどこにおくかの問題もあり、また、得点調整は一見公平のようにみえても完全な得点調整はあり得ず、かえって入試に対する不信を招きかねない。大学入試センター試験に対して大学はユーザーの立場にあるので、今後も得点調整が実施されるようなことになれば、国立大学の利用が後退する

ことも考えられる。

- 仮に得点調整を行う場合の有力な調整方式として示されている回帰得点の分布に基づく「等百分位点法」については一応理解はできるものの、本委員会としては得点調整の具体的方法について論ずる立場にはないと考える。
- 得点調整をオーソライズするには、適当な専門家集団が試験結果を分析・整理した基礎資料をもとに、然るべき権威ある機関が判断・決定する以外にはない。
- 科目間で得点に極端な差が生じた場合でも、大学入試センターからは素点のまま提供してもらい、素点を利用するか、あるいは大学独自の考え方で素点を調整のうえ利用するかは、各大学の判断に委ねられないか。また、素点と調整点の両方を提供してもらうことにした場合、どのような問題があるか。
- 大学入試センターとしては入学者選抜に最も妥当と思われる試験成績を提供するものであり、従って素点と調整点の2種類を提供することは適当でないと考える。各大学の判断に委ねた場合は、各大学独自の得点調整を、

どのようなときに、どのような方式によって行うかなどを、予め受験生に周知させておく必要がある。また、素点を用いるか、調整点を用いるかは各大学個々の判断による、ということにすると混乱を招くことになる恐れがあると思われる。

- 得点調整を行う必要が起こらないよう万全を期してもらいたいが、仮に得点調整を実施するとした場合、得点調整の基準・方式等については、多くの専門家を擁する大学入試センターに任せるのが適当ではないか。

以上のような意見交換があったのち、会長に対する報告の取りまとめについて協議が行われた。その結果、次のような結論をまとめ、この旨会長へ報告することとした。

1. 素点を調整しないことを基本とする。そのため、更なる万全の具体的措置を講じられたい。
2. 万一、得点調整を実施する場合、その手続き・方式等については、大学入試センターの判断・決定に委ねる。

学術情報特別委員会

日時 平成元年11月14日(火) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 小林委員長

藤川、渡辺(代理：倉田千葉大学教授)、黒田、太田、林、早川、本多、安藤
各委員

長澤、倉橋各専門委員

小林委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、渡辺委員の代理として出席の倉田千葉大学教授の紹介があった。

〔議事〕

◎ 複写権問題について

初めに、委員長より次のように述べられた。
前回の委員会で黒田委員から複写権問題の従

来の経緯について詳しい説明をして頂いたが、その後、図書館内における複写に関する問題については、大筋の結論を得たと伺っており、また、図書館以外の研究室で行われる複写については、基本的な法解釈上の問題になっているやに思われる。

そこで、まず前回につづいて黒田委員に、この件について、最近の図書館における状況を伺い、さらに図書館以外の問題についても問題点の説明を伺った上、協議したい。

ついで、黒田委員から概ね次のように述べられた。

図書館における情報サービスをめぐる著作権の問題については、国立大学図書館協議会で、日本複写権センター設立発起人会が示したガイドライン（案）を検討し、これに対する協議会としての見解を国公私立大学図書館協力委員会に伝え、公・私立大学側の検討結果と意見調整して共同見解を取りまとめ、複写権センターに申し入れた。今後は、先方からの反応を待って更に問題点を煮詰めていくことになる。申し入れた見解の内容は前回説明した（案）と基本的に変わらない。

図書館以外の問題は、国立大学図書館協議会では範囲外のこととして見解をまとめていないので、以下は個人的意見になる。

まず、大学に関係する規定としては、著作権法第30条、第35条があり、第30条を狭く解釈すると、大学図書館で受付けて、その責任で行う複写以外は研究目的の複写でも著作権法違反となる。この場合、大学が図書館以外で複写を行うには、複写権センターと例えば包括契約を結び一定の著作権使用料を払うことが必要になる。これが複写権センターの見解であり、大学

外にはこれと同じ意見が多いようである。

しかし、日本の複写権センター設立の動きが、世界の複写権集中処理機構の動向の中から生じてきたものである以上、国際的レベルで外国と比較しながら検討する必要があると思う。例えば米国では、研究上の複写の制限は学術発展の障害になるとの観点から、著作権法上研究のための複写は適用除外になっており、これとの関連からも、また日本の学術研究発展のためにも、著作権法の該当条項を狭く解釈せず、弾力的な扱いが望ましいと考える。

以上の説明について、太田委員から、横浜国立大学の専門グループが調査研究したレポート「大学等研究機関における文献複写について」（配付資料）に基づいて、研究者の研究活動との関係を中心に説明があった。

ついで概ね次のような意見交換があった。

- コイン式又はカード式の複写機器については、図書館等の厳正な管理下に置けば、使用者と使用目的によってその機器による複写を許容されてしかるべきと思う。
- 大学における研究のための文献複写が、法第30条の中で処理できると解釈されるには、大学内の複写制限が学術研究の発展に大きな障害となるという認識に立っていただかない限り難しい。残念ながら現段階では、著作者の権利保護を一方的に主張する考えが強い。
- 米国の学術文献を日本国内で複写する、又はその逆の場合の取扱いはどうなるのか。
- 最終的には、それぞれの国の複写権集中処理機構を通じて、処理されることになるが、現在設立準備中の日本複写権センターでは、当面国内の著作者からのみ権利委託を受けることを考えているようである。

- 多国間で学術情報の交流が増える現状では外国と通じ合える協定がないと国際摩擦を起こしかねない。国際的レベルでの検討が望まれる。
- 大学における研究のための複写を利用し易くすることは必要なことではあるが、現在の著作権法では、プログラムが他の著作物と同様な取扱いとなっており、これも研究のための利用として同様に扱われると、研究開発の業者が育たなくなるおそれもでてくる。従って、研究のための「公正使用」をきめ細かく対象をしぼる方が現実的であろう。
- 人文系では古文書の複写が問題になるが、著作権はなく版面の保護ということになるのか。
- 版面権については、検討段階にあるときいている。
- 例えば、学術審議会の学術情報部会がまとめた中間報告にある各専門分野別に文献複写を行うサービス機能を備えた外国雑誌センターができて、そこで複写が自由に行われると、明らかに学術雑誌の売行きに影響を与えることになる。そこで、包括的に適当な使用料を支払って自由に複写サービスを行えばよいと

いう考え方があり得るが、それでは大学における複写に対するモラルの問題もでてくるし、また国際間の問題もあるので、仮に使用料を認めたとしても、はっきりした考え方を持つ必要がある。

- 国大協または本委員会として、大学における複写の問題について見解をまとめる必要があると思う。複写権に関する大学内の認識を深めるためにも必要であろう。
- 国大協としての見解を出す場合には、学術研究のための複写が、学内でどのように使用されているか、企業との相違する面を明らかにした上、あまりテクニカルなことに亘らないでフィロソフィーを出すのがよいと思う。

以上の意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日の論議を踏まえて、黒田委員のご協力を得て大学における文献複写についての本委員会の見解（案）をまとめ、次回ご検討願うことにしたい。

次回委員会は、2月2日（金）14：00～16：00に開催する。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 平成元年10月19日（木） 10：00～12：30

場所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

小松、椎名、潮木、武田（代理：水谷三重大学教育学部長）、蜂須賀、金築、今堀、金谷、志賀、岡本、谷本、尾上、将積、篠筈各委員
山田、関口各専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、次のとおり委員の補充について語り、承認後、出席した新委員の

紹介があった。

谷本北海道教育大学長
篠筈福島大学長

将積愛知教育大学長
尾上滋賀大学長

ついで、武田委員（三重大学長）の代理として出席の水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

〔議 事〕

◎ アンケート調査結果の中間報告について

初めに、委員長より次のように述べられた。

アンケート調査については、去る6月に各国立大学並びに各都道府県及び政令指定都市教育委員会宛に依頼し、8月中にはその殆どが回収できた。この間7月20日に小委員会を開き、調査事項の分担及び作業日程について打合せを行った。その後2回小委員会を開き、アンケート調査の纏め方を検討し、11月の総会に報告すべく原案を作成したのでご審議願いたい。調査項目中の教員の需給関係については、潮木委員に「学校基本調査」及び「厚生省人口動態調査」等に基づいて調査願ったものである。

なお、去る10月16日、大学審議会大学教育部会におけるヒアリングに出席し、大学設置基準の大綱化に伴う一般教育特に教員養成大学における問題点について意見を述べたことをご報告する。

ついで、「第1次中間報告」原案の全体の纏めに当たった山田専門委員から、①なるべく早く結果報告を出すという方針で取り敢えず第1段階の中間報告という形としたこと、②新免許制度施行に対応して当面する問題を主に報告することにしたこと、③調査項目によって具体的なデータのあるものとなないものがあるが、意見の趨勢を中心に纏めたこと、が述べられのち、配付した「大学における教員養成に関する調査第一

次中間報告書(案)」の各項目について説明があった。

ついで潮木委員より、教員の需給関係の見通しについて、推計調査の具体的方法について説明があった。

以上の説明について、教員推定需要数と採用教員の関係、講師採用の比率、兼担教員の問題、新免許制度施行と大学設置基準の弾力化との関連、開放制と目的別大学の関係、一般大学における教職課程センターの設置等について意見交換があった。

ついで岡本委員より、教育委員会にアンケートを求めた基本的趣旨は、地方教育行政機関と大学との適切な関係作りの必要性から現場の教員候補者受入れ状況、等を明らかにすることであったが、約80%の回収率があった旨述べられ、各項目ごとに説明があった。

以上の説明ののち、全体に亘って主として次のような意見交換があった。

- 一般大学からの意見や指摘に、かなり強い調子のものであるが、この報告書を纏めたのち、委員会としてどのような対応をしていくのがよいだろうか。
- 批判的な意見が多くみられる一つに、課程認定の1学科1教科免許の問題がある。これについては、何らかの対応が必要であり、文部省側に申入れるなり話し合うなど、何らかの見通しを立てる必要がある。再課程認定の時期は終わっているが、課程認定を新たに受ける、若しくは取り直すという状況が今後も続くと思われるので、国大協として何らかの考

- え方を示す必要があろう。
- 再認定の最初の段階では、従来認定されていた教科は認めることになっていたと思うが、1学科1教科の基本線が出てきている。このため、かなりの混乱が予想されるので、早急に善処方を要望することがのぞましい。
 - 昭和53年の課程認定基準について問題があるのではないかと思う。一方では大学の流動化、単位互換制を奨励しながら、教職課程申請では、1学科1教科を基準としている。このことは、課程認定の審査基準が現在の状況に適合していないことを物語るものではないか。
 - 中間報告の段階なので、文部省の担当者に委員会に出席願ひ、質疑を交わすという順序を踏むことも考えられる。各大学への報告は、現状を知らせることに留めておくことでご理解頂けるのではないか。

- 当面の対応としては結構である。いずれ調査結果を本報告として纏める際には、委員会としての基本的な提言、考え方を表明することは必要である。
- 文部省の担当者の委員会出席は、現在審査認定業務が行われているところなのでむずかしいとは思いますが、連絡を取り早期に実現するようにしたい。

以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

アンケート調査の第1次報告(案)については、ご承認が得られれば、さらに午後開かれる小委員会で、ご指摘のあったご意見を踏まえて細部にわたっての詰めを行い、11月の国大協総会に報告し、関係した機関にも送付したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 平成元年11月7日(火) 10:00~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

椎名、武田(代理:水谷三重大学教育学部長)、金築、今堀、金谷、岡本各委員

山田専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、武田委員の代理として出席の水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 「大学における教員養成に関するアンケート」第1次報告案について

委員長より概ね次のように述べられた。

前回の委員会において、同報告(案)をご審議願ひ基本的にご了承を得たが、課程認定行政に係わる事項(1-1-2及び1-1-3)については、各大学の対応が多様な実態であっただけに、相互の事実確認が必要であり、また、意見提示についてもなお慎重な配慮が必要であると判断されるに至ったので、原案作成の委員と協議し、本日の委員会で報告書の一部修正案の審議をお願いすることとした次第である。

なお、このアンケート調査報告の骨子を別紙のとおり10月30日開催の理事会に報告し、了承を得たので報告する。

ついで委員長より、山田専門委員に修正箇所の説明依頼があり、同専門委員より次のような説明があった。

今回修正するに至った経緯は委員長の説明の通りである。内容の骨子に変更はないが、課程認定に係るアンケートの回答では、課程認定に関する行政指導について、各大学の対応がまちまちであり、認定行政の事実関係が明確でないため、この間の事情を調査することとし、各大学の指摘や意見の記載は留保し、これについての意見提示も今後に譲った。

また、1学科1教科の認定審査基準の問題についても、認定審査基準が定められた時点まで遡って、その間の事情を調査し、文部省にも照会した上検討していくこととした。

以上の考え方に立って前回の報告(案)1-1-2(課程認定行政と1学科1教科の認定審査基準の問題)と1-1-3(課程認定手続きを含む制度改正への意見)の事項を削り、その代りに新しく1-1-7(課程認定の問題)を纏めて、現状における問題点の指摘に留めた。

なお、その他、細部について表現上の修正も行った。

以上の説明に関し、意見の交換があり、協議の結果、委員長提案の「第1次報告」の修正案が若干の文言修正の上承認された。

なお、本日欠席の委員には、本日の修正について文書を持って了解を得ることとした。

2. 今後の審議内容について

委員長より、アンケートの最終まとめの作業予定について山田専門委員から説明願いたい旨述べられ、同専門委員から、アンケート回答資料が相当数残っているので、小委員会で分担して整理することになると思うが、今回の第1次報告書は、作成までの期間が短いこともあって、大学からのご意見等を列記する以上のことはむずかしかつたので、今後は基本的な事実を押さえたいと慎重に協議し、本委員会としての提言まで纏められればと考えている旨説明があった。

ついで委員長より、前回の委員会で意見の多かった文部省教職員課担当者との懇談会の開催について具体化が提案され、12月初旬頃を目標に文部省と折衝することとした。

なお、懇談会における文部省への質問事項、意見等があれば、前以って委員長に申し出ることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日時 平成元年12月19日(火) 10:30~12:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

谷本, 竹内, 椎名, 将積, 潮木, 武田(代理:水谷三重大学教育学部長),
尾上, 蜂須賀, 金築, 今堀, 金谷, 志賀, 岡本各委員
山田, 関口各専門委員
(文部省) 遠藤教職員課長, 梶野企画官, 芦立免許係長

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、武田委員の代理として出席の水谷三重大学教育学部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 課程認定等に関する諸問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

かねて、課程認定に係る問題について、文部省担当者と懇談の機会をもつことが提議されたことをうけ、文部省担当者に出席依頼していたところ、本日、ご出席の了承を得た。まもなくみえると思うが、それまでに文部省側に質問する事項について、それを纏められた山田専門委員からご説明願いたい。

なお、文部省からは、この際、高校教科「社会」を「地理歴史」と「公民」に分けた免許法改正についても説明したいとのことである。

ついで山田専門委員から、質疑を希望する事項について配付資料に基づき説明があった。

(文部省の遠藤教職員課長, 梶野企画官, 芦立免許係長出席)

委員長から、文部省出席者の紹介があったのち、遠藤教職員課長から大要次のように述べられた。

昨年の基準改正で今年課程認定の申請を受け、9月末で再課程認定の申請が終了した。全

体的には順調であり、来年1月中旬に教養審を開催し2月には答申をいただく予定になっている。また、学習指導要領が3月改訂され、高校の「社会」が「地理歴史」と「公民」に改まり、平成6年度から学年進行で段階実施されることになった。これをうけて免許法の教科も「社会」を「地理歴史」と「公民」に分け、平成2年4月から施行して、9月末までに課程認定をお願いする手順を予定している。これに伴う省令改正については、近く国大協などのご意見をいただきながら教養審で審議願うことになる。

ついで梶野企画官から、免許法改正について、大要次のような説明があった。

改正免許法の公布は12月22日頃が予定されているが、今後のスケジュールとして、来年1月16日に教養審が予定されているので、その前に関係団体のヒアリングを行い、それをうけて教養審で省令改正の原案を作成し、1月下旬にその原案を示して再度ヒアリングを行いたい。そして2月上旬に教養審で省令改正、審査基準などの改正を審議し、2月中旬に省令改正の公布を行う予定であるが、課程認定申請は9月末までにいただき、その効力を4月まで遡ることを考えている。

免許法改正は、①高校の免許教科「社会」を「地理歴史」と「公民」に改め、②高校では「地理歴史」と「公民」の授業を平成6年度から開

始するので、教員の養成教育は平成2年度から開始し、③「社会」の免許状を有する現職教員は、平成6年4月1日に「地理歴史」と「公民」の免許を受けたものとみなす、のが主な内容である。

これから省令改正の作業に入るが、省令改正についてご意見を伺うのは、「地理歴史」と「公民」の教科に係る専門教育科目の内容や、審査基準の1学科1教科の原則の取り扱い等になると思う。

以上の説明について、若干質疑応答があった。

ついで山田専門委員から、課程認定等に係る質問事項として、①課程認定の審査基準の解釈と大学の学科組織との関係及び1学科1教科の問題、②教職専門科目の教育課程と授業科目の設定方法について、5月22日の課長通知にある欄を超えた授業科目の問題、について説明があった。

これに対して、芦立係長から概ね大要次のような説明があった。

審査基準は自学科開設主義を原則としている

が、例外規定として分野のうち半分までは他学科の開設を認めている。また、昭和53年の審査基準改正以来、共通科目は自学科開設科目と同様に扱っており、カリキュラムの組み方によっては事実上開設しなければならないのは1学科1科目ということにもなる。

科目の欄の統合は、従来から認めていなかった。ただ第2欄については、昭和62年の教養審査申で統合した科目開設ができる扱いになっており、今回確認の意味もあって5月22日の課長通知を発出したところである。

以上の説明ののち、共通科目の開設方法、専門教員のカウントの仕方、教職に関する専門科目の扱い、第3欄「特別活動」と第5欄「生徒指導」の扱いの問題点、教官の専門性確保と人的整備、教職課程センターの設置、理科コンピュータの扱い等について質疑応答があった。

2. その他

来年1月26日に学長任期満了で退任される志賀委員（大分大学長）から挨拶があった。

以上をもって議事を終了した。

第85回総会国立大学協会事業報告

(注) 第84回総会より今総会まで

1. 諸 会 合 (43回)

(1) 第84回総会

元. 6.13 (火)

6.14 (水)

(2) 事務連絡会議

元. 6.16 (金)

(3) 理事会

元. 6.13 (火)

10.30 (月)

(4) 常置委員会 (16回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 前総会から引きつづき検討課題とした“陽の当たらない”研究分野をもっと広く国立大学全体の見直しに発展させて検討することとした。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①身体に障害のある入学志願者の事前協議 ②平成2年度入試の留意事項及び情報交換事務取扱 ③私費外国人留学生の入学者選抜の実状調査 ④大学入試センター試験において科目間に著しい得点差が生じた場合の対応, 等について審議した。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

9.25 (月) //

10.23 (月) //

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①就職問題 ②保健管理センターに関するアンケート調査結果の取り扱

い ③学生の国民年金加入の問題，等を検討した。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

9. 8 (金) //

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 教室系技術職員に関するアンケート調査結果の取りまとめ作業を行ったほか，人事院勧告の取扱いに関する要望書を作成した。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

9.12 (火) 小委員会

9.24 (日) //

10. 9 (月) //

10.17 (火) 常置委員会

11. 1 (水) 小委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) 留学生受入れに関する問題点を整理して検討した。また，平成元年度外国大学長の招致については，ポーランドから受諾の回答がありこれを進めることとした。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

10. 9 (月) //

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議事項) 「大学の財政基盤に関する基礎的研究」を科学研究費をもって推進することとし，研究分担者の構成を検討した。

(委員会開催状況)

元. 6.14 (水) 常置委員会

9.26 (火) //

(5) 特別委員会 (19回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 複写権に関する問題を討議し，今後の対応を検討した。

(委員会開催状況)

元. 9. 1 (金) 特別委員会

11.14 (火) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 卒業臨床研修問題を検討し、その結果を中間報告としてまとめることとした。なお、今後はコ・メディカル、更に他分野との接点等を検討することを計画している。

(委員会開催状況)

元. 7.10 (月) 特別委員会

10.16 (月) //

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) ①「教養課程の改革」に対する諸意見への対応について協議した。②各大学における一般教育改善の実情を調査することとした。

(委員会開催状況)

元. 9.19 (火) 専門委員会

10.20 (金) 専門委員会, 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「大学における教員養成に関する調査」の集計結果の一部を第一次報告としてまとめた。

(委員会開催状況)

元. 7.20 (木) 小委員会

9. 8 (金) //

10. 2 (月) //

10.19 (木) 特別委員会, 小委員会

11. 4 (土) 小委員会

11. 7 (火) 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会大学院部会の「審議の概要」について検討することとした。

(委員会開催状況)

元. 8. 1 (火) 特別委員会

10.18 (水) //

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成3年度入学者選抜の実施要領等の案を作成, ②大学入試センター

試験において科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について検討し、結論をまとめた。

(委員会開催状況)

元. 7.21 (金) 特別委員会

9.29 (金) //

10.24 (火) //

(6) その他の諸会合 (3回)

元. 6.27 (火) 国・公立大学入試問題連絡協議委員会

6.28 (水) 日教組大学部との会談

10.17 (火) 日教組との会談

2. 要望書その他の諸活動

元. 6.29 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省及び人事院に提出した。

10. 2 「学生に対する国民年金の適用について(要望)」を文部省及び厚生省に提出した。

10. 5 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を文部省、総務庁及び大蔵省に提出した。

10.16 大学審議会大学教育部会のヒアリングに応じ、西島、関、久佐3学長が出席した。

3. 要望書の受理

前総会以後本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

| 受付日 | 提出団体等 | 要 望 事 項 等 | 関係委員会 |
|---------|----------------------|---|--------------------|
| 元. 6. 5 | 夜間主コース設置 5大学 | ①制度の確立, ②他コース受講単位数の拡大 | 第1, 第2 |
| 6.28 | 日教組大学部 | 教務職員の技本的解決について | 第1, 第4 |
| 7.12 | 全国高校長協会 | 大学入試の在り方について | 第2, 入試 |
| 7.19 | 国立7大学理学部 長会議 | ①理工系学部設備費等の増額, ②学生実地指導旅 費の増額, ③7大学理学部の問題点の改善 等 | 第1, 第6 |
| 7.21 | 国立15大学理学部 長会議 | ①大学院博士課程の設置 ②公開臨海・臨湖実習の予算措置 等 | 第1, 第6, 大学院 |
| 7.24 | 全国国立大学教養 (学) 部長会議 | ①臨時増募にかかる措置, ②教養部の将来計画 ③授業料等の値上げについて 等 | 第1, 第6, 教養 |
| 8. 7 | 第39回国立大学工 学部長会議 | ①予算の増額, ②大学院の充実, ③助手, 技術職 員の待遇改善, ④臨時増募に伴う教官増 | 第1, 第4, 第6, 大学院 |
| 10.24 | 全国産業教育振興 中央会 | 推薦入学制の拡大 | 第2 |

4. 刊行物

元. 8 会報第125号

11 会報第126号

要 望 書

平成元年12月19日

国立大学の学生納付金の改定について（要望）

国立大学協会会長
有馬 朗 人

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表すものであります。しかしながら、明年度の予算編成にあたり、国立大学の学生納付金（授業料）の増額改定が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として深く憂慮し、強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の学生納付金については、近年繰り返されてきた増額改定により、学生生活の諸経費の高騰と相まって、その父母の家計への負担は著しく大きくなってきております。国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のこのような増額は機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の本来の使命達成を危うくするものであります。

また、大学教育は、学生個人のためであると同時に、社会的要請に応じて有為な人材の養成をおこなっており、国と社会はその最大の受益者であります。とくに、国立大学には社会的要請に対応した人材養成が強く求められています。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担の原則を単純に適用すべきではなく、ましてや、コスト主義に基づく専門分野間格差を導入することなどは到底認められないところであります。

国立大学協会では、財政収入増の観点から授業料、入学料等の隔年ごとの改定を定着させることについては、かねてから、遺憾の意を表しているところでありますが、政府におかれましては、われわれの意のあるところをご賢察の上、とくに今回の国立大学学生納付金の取扱いにつき、十分、慎重を期せられますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

〔要望書提出先：大蔵大臣
文部大臣〕

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

| (大学) | (前任) | (新任) |
|--------|-------|-------|
| 東京芸術大学 | 藤本 能道 | 平山 郁夫 |
| 一橋大学 | 川井 健 | 塩野谷祐一 |
| 福岡教育大学 | 安永武一郎 | 田代 高英 |
| 佐賀大学 | 楠田 久男 | 高田 弘 |
| 大分大学 | 志賀 史光 | 光永 公一 |
| 宮崎大学 | 遠藤 尚 | 池田 一 |

○ 委員長の交代

| (委員会) | (前任) | (新任) |
|---------|-------------|----------------|
| 第2常置委員会 | 前川 正(群馬大学長) | 末松 安晴(東京工業大学長) |

○ 委員の委嘱

| (委員会等) | |
|---------------|--------------|
| 医学教育に関する特別委員会 | 東野 修治(弘前大学長) |
| 〃 | 塩野谷祐一(一橋大学長) |
| 特別会計制度協議会 | 大谷 茂盛(東北大学長) |

○ 専門委員の委嘱

| (委員会) | |
|---------------|-------------------|
| 医学教育に関する特別委員会 | 小椋 秀亮(東京医科歯科大学教授) |

編集後記

- * 冬の寒さは峠を越したものの、春未だしの余寒つづく今日このごろです。
- * 昭和54年に始まった共通第1次学力試験に代って今年から大学入試センター試験が実施されましたが、それも無事終了しました。引きつづいて、第2次試験が始まり、各大学とも何かとご苦勞の多いことと拝察します。
- * 今回の「巻頭エッセー」には、栗屋山口大学長の“反人間性 (sneipas) 考”を掲載することができました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- * 先の総会で、国立大学の研究教育条件の抜本的改善を図るため、具体的な方策を検討することになりました。それにつけても、財政事情の好転が切に望まれます。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成2年2月26日 印刷
平成2年2月28日 発行 (非売品)

会 報 第127号

(第40巻第1号 通巻第127号)

編集兼 平 間 巖
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “（学科課程・入学試験等）
 - 第3 “（学生の厚生補導）
 - 第4 “（教職員の待遇改善）
 - 第5 “（大学間の協力）
 - 第6 “（大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会